

令和5年度全国保育士養成セミナー

こども家庭庁における保育行政の動向と課題

令和5年9月2日
こども家庭庁 成育局
保育政策課 教育・保育専門官／成育基盤企画課 保育指導専門官
鎮目 健太

本日の内容

1. こども家庭庁について
2. 保育所等の足下の状況
3. 保育人材の確保・育成
4. 保育の質の確保・向上

1. こども家庭庁について

こども家庭庁の検討経緯

令和3年

- 9月16日 こどもの視点に立って、こどもを巡る様々な課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行うため、「こども政策の推進に係る有識者会議」を開催
- 11月29日 「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」とりまとめ
- 12月2日 「こども政策の推進に係る作業部会」において「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(原案)」とりまとめ
- 12月21日 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定
内閣官房に「こども家庭庁設置法案等準備室」を設置

令和4年

- 2月25日 両法案閣議決定・国会提出
- 4月4日 「こども基本法案」国会提出
- 6月15日 [こども家庭庁設置関連法\(「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」\)、「こども基本法」成立](#)
- 6月17日 こども家庭庁設立準備室 発足
- 6月22日 こども家庭庁設置関連法 公布
- 8月31日 こども家庭庁関連予算概算要求とりまとめ、提出

令和5年

- 4月1日 [こども家庭庁設置](#)

こども家庭庁の概要

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織として、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設
- ◆ 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制として、移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携

強い司令塔機能

- ◆ 総理直属の機関として、内閣府の外局とし、一元的に企画・立案・総合調整（内閣補助事務）
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有する大臣を必置化
- ◆ 総理を長とする閣僚会議を一体的に運営、大綱を一体的に作成・推進

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの福祉・保健等を目的とするものは移管
〔 内閣府の子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務や子ども・子育て本部が所掌する事務、
文部科学省の災害共済給付に関する事務、厚生労働省の子ども家庭局が所掌する事務や障害児支援に関する事務などを移管 〕
- ◆ こどもの福祉・保健等とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ 各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む

体制と主な事務

企画立案・総合調整部門

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障
（幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定（共同告示）など）
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全

支援部門

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

施行期日

- ◆ 令和5年4月1日

こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年4月1日に設置
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制
(移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

司令塔機能

○各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化

- ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策【内閣府政策統括官(政策調整)】
- ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
- ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
- ・児童虐待防止対策【厚生労働省】
- ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】

○今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導

○こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

各府省から移管される事務

<内閣府>

○政策統括官(政策調整担当)が所掌する子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務

○子ども・子育て本部が所掌する事務

<文部科学省>

○総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務

<厚生労働省>

○子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)

○障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

保育関係施策は
こども家庭庁で
実施

新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR：こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

こども政策に関わる各府省大臣

文部科学省

- 教育の振興
- 学校教育の振興
(制度、教育課程、免許、財政支援など)

○幼児教育の振興

○学校におけるいじめ防止、不登校対策

厚生労働省

○医療の普及及び向上

○労働者の働く環境の整備

その他の府省

総合調整権限
に基づく勧告

幼稚園教育要領・
保育所保育指針を
相互に協議の上
共同で策定

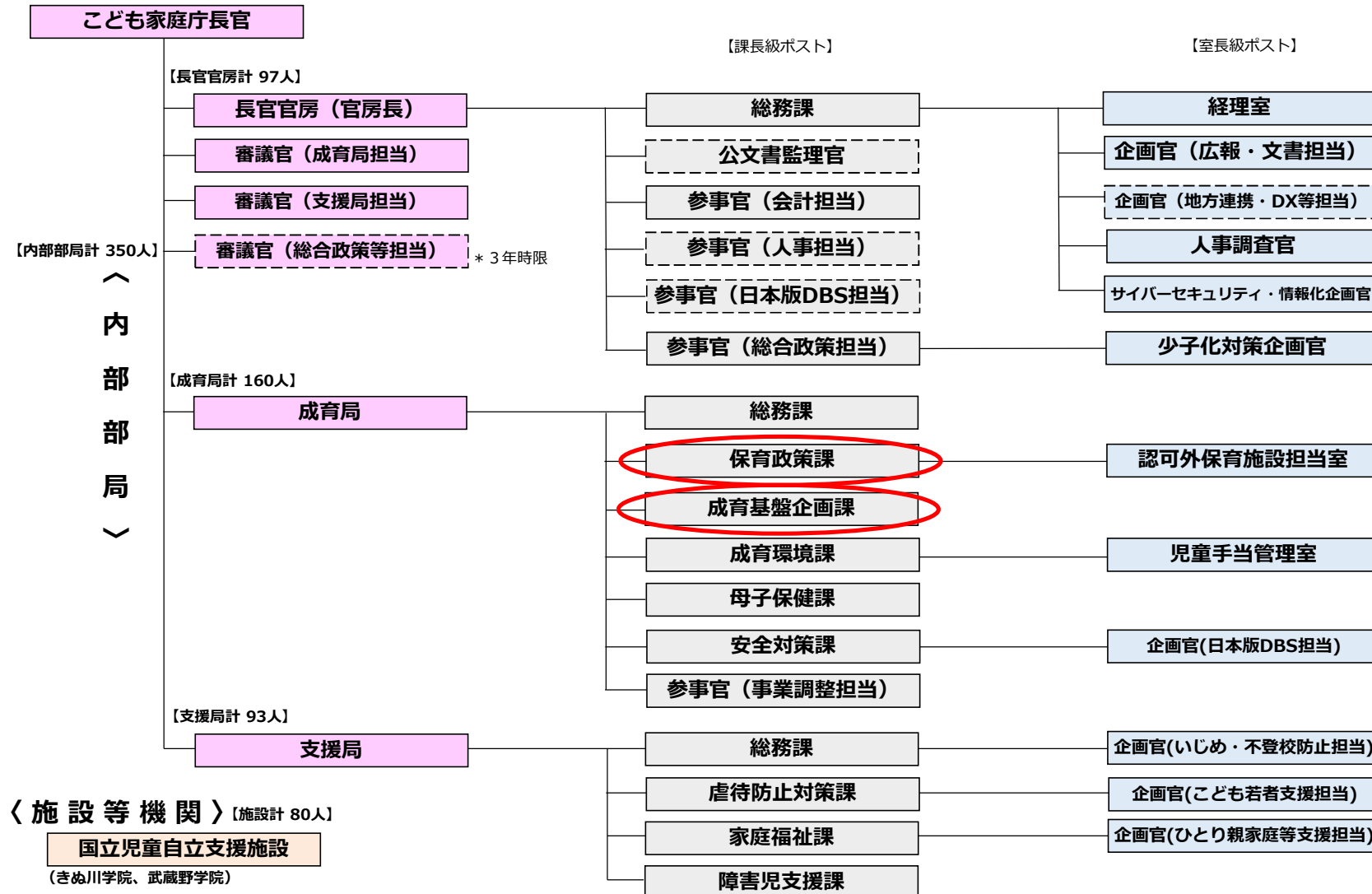
いじめ重大事態に
係る情報共有と対策の
一体的検討

医療関係各法に基づく
基本方針等の策定に
おける関与

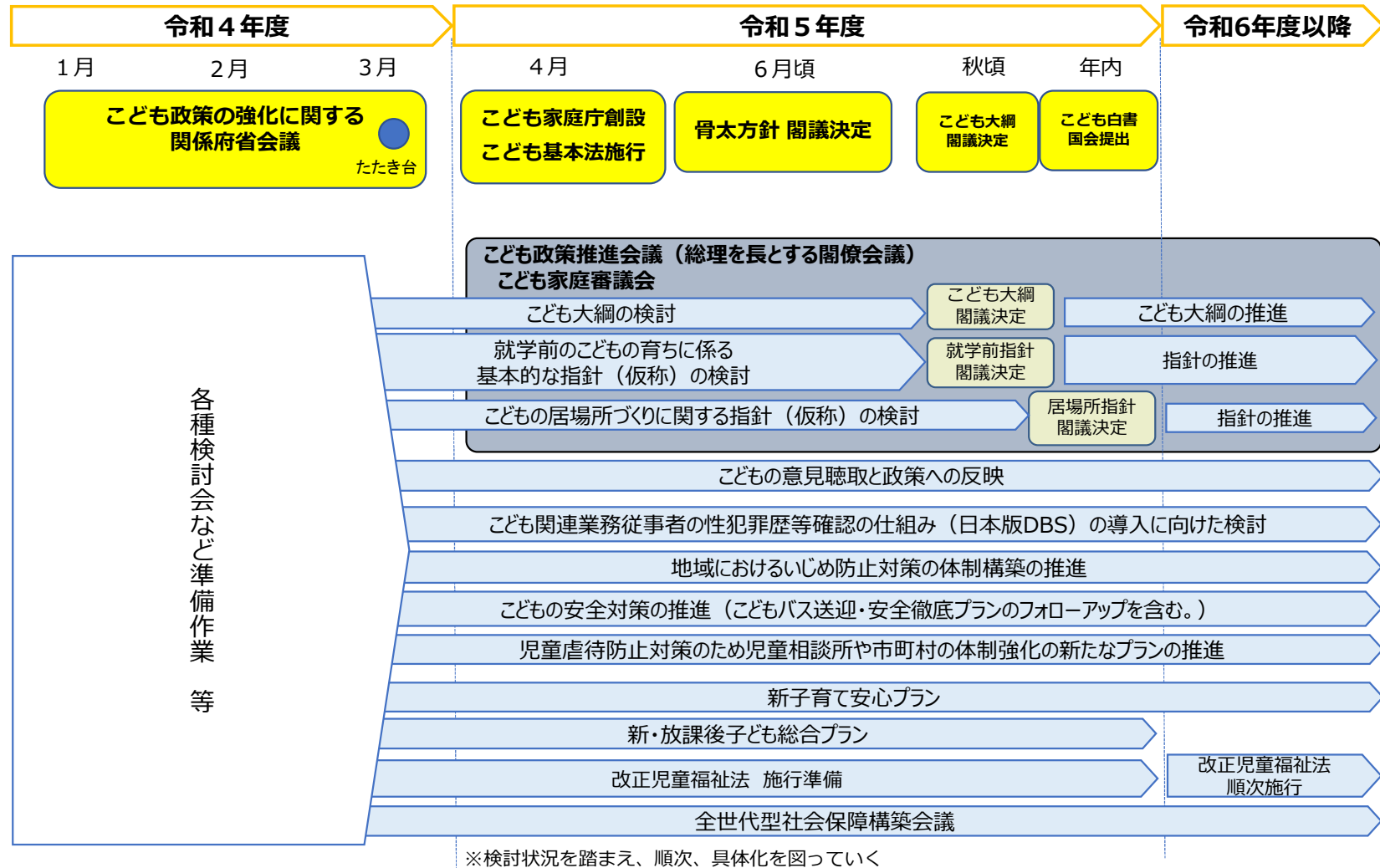
こども家庭庁組織図概要

- 長官をトップに、長官官房、成育局、支援局の1官房2局体制として、審議官2、課長級ポスト14、室長級ポスト11を設置(併任を除く)。
- 定員については、組織全体で430人（内部部局350人、施設等機関80人）。

※ [] は併任ポスト



こども家庭庁関連施策の主なスケジュール（イメージ）



幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)について

第1回
幼児期までのこどもの育ち部会

資料 3 - 1

令和 5 年 5 月 16 日

【1】経緯

- こどもの誕生前から乳幼児期は、こどもの生涯にわたる Well-being の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であり、社会全体にとっても極めて重要な時期。だからこそ、育ちの環境の多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」そのものの質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等にかかわらず、この重要な時期の育ちをひとしく保障していく発想へ、社会の認識を転換させていくことが必要。
- こうした観点から、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和 3 年 12 月閣議決定）において、幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称※当時）」を閣議決定し、これに基づき政府内の取組を主導することとされている。

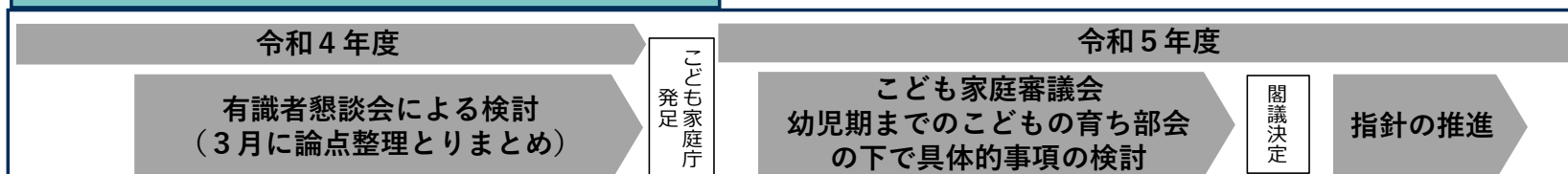
【2】検討状況（論点整理は別紙参照）

- こども家庭庁準備室の下に設置した「「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会」の報告（令和 5 年 3 月 30 日）において、基本的な指針（仮称）の策定に向けた論点整理がなされた。（概要は別紙のとおり）
- 令和 5 年 4 月 21 日に内閣総理大臣からこども家庭審議会に対してなされた諮問「今後 5 年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について」を受け、今後、幼児期までのこどもの育ち部会を中心に、こども大綱の検討と十分連携を図りながら基本的な指針（仮称）の策定に向け、具体的な事項の検討をしていく予定。

小倉大臣による解説動画
（4 分弱）はこちら↓



【3】検討スケジュール



幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）の策定及びその実施に向けた検討論点案

第1回 幼児期までのこどもの育ち部会 令和5年5月16日	資料3-5
------------------------------------	-------

「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会報告で示された論点整理(2023.3.30)のポイント

目的

こども基本法の目的・理念に則り、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こどもの誕生前から幼児期までを切れ目なく、こどもの心身の健やかな育ちを保障し、こどもの育ちを支える社会(環境)を構築するためにすべての人で共有したい基本的な考え方と、その取組の指針を示すことで、こども基本法の目指す、次代の社会を担うすべてのこどもが、その権利が守られ、将来にわたって幸福（Well-being）な生活を送ることができる社会の実現を目的とする。

- ▷視点：こどもの育ちそのものへ着目、施設類型を越え、日常的にこどもと関わらない人を含め対象
- ▷考え方の柱：身体・心・社会（環境）の3つの視点を一体的に／安心と挑戦の循環（愛着が鍵）／こどもまんなかチャートの視点
- ▷具体化の方向性：育ちの時期ごとに、こどもまんなかチャートも参考に、誰と何を共有したいかを具体化。施策はこども大綱と連携。

こども家庭審議会諮問第1号「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について」(2023.4.21)【抄】

併せて、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」及び「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」の案の策定に向け、具体的な事項の検討をお願いします。その際、こども大綱の検討と十分に連携を図るよう、お願いします。

「幼児期までのこどもの育ち部会」における具体的検討事項

基本的な指針の対象となる主たる範囲と検討における留意点

- ▷こどもの誕生前から幼児期までを切れ目なく対象。
- ▷妊娠以前や、小学校就学以降の育ちとの接続に留意。
- ▷名称も、こどもの育ちに着目したものとするに留意。
- ▷大切な理念として目指したい姿や共有したい考え方について示す。なお、恒常的な指針を目指すのが、必要に応じて見直しも想定。
- ▷こども大綱（今後5年間でメドに、学童期以降も含めより広くこども施策に関する基本的方針や重要事項等を定める）との連携に留意。

検討事項の論点案

1. 社会全体の意識転換を主導する基本的な指針の策定に向けた検討

- ▷論点整理の考え方の柱も踏まえ、育ちの時期ごとに、こどもまんなかチャートも参考に「誰と何を共有したいか」の具体化が必要。
- ▷心身・社会的状況にかかわらずひとしく保障する方策、こどもと日常的には関わる機会がない人も含むすべての人へ真に届く方策にも留意。
- ▷こども大綱の検討と連携し、こども施策を総合的に整理し、基本的な指針の考え方と連動させていくことが必要。

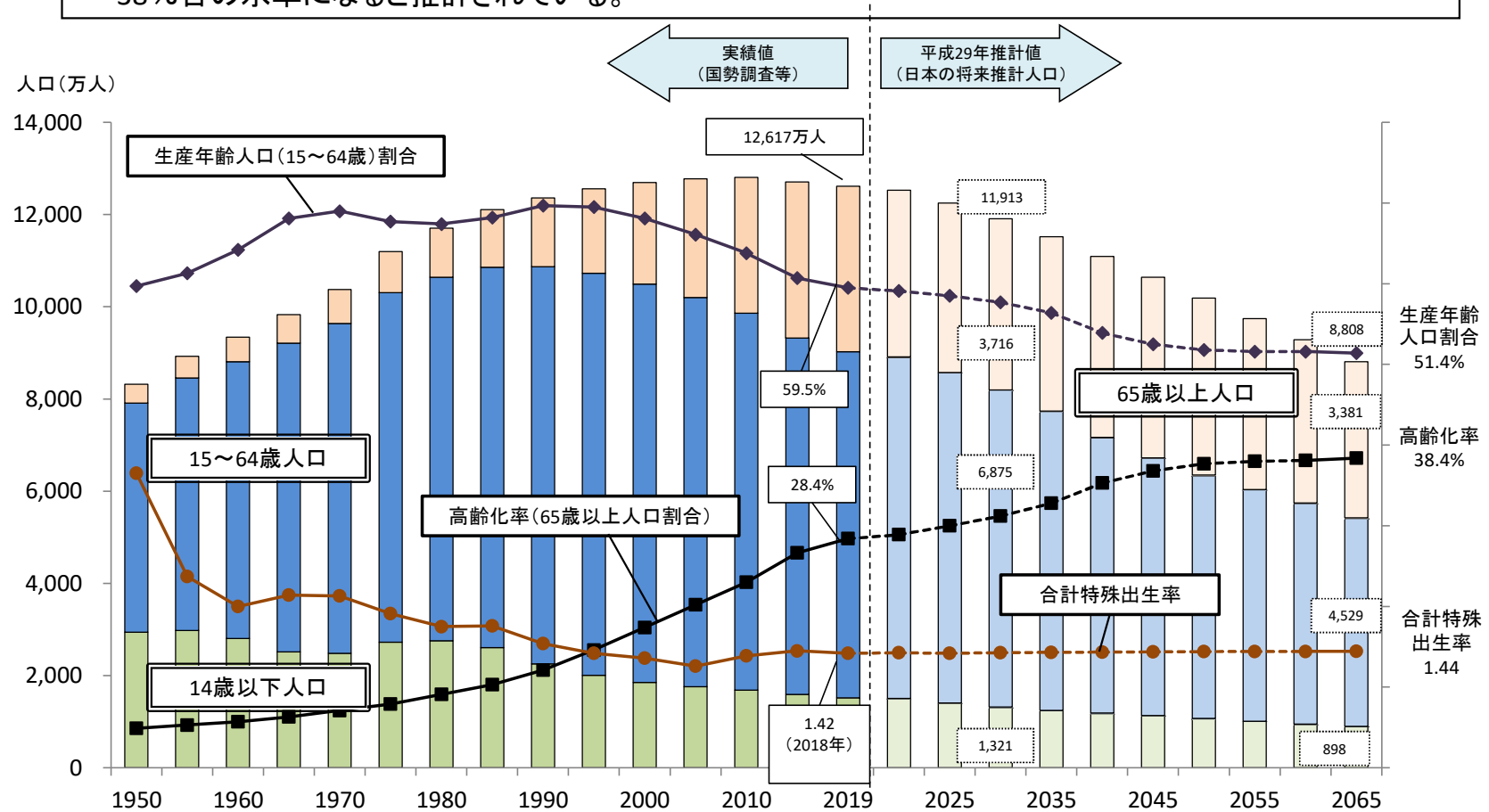
2. 基本的な指針で示す理念や考え方を具体的に実現するための方策の検討

- ▷基本的な指針で示した内容を、絵本や外遊びといった具体的なこどもの活動内容に落とし込むなど、家庭・地域・各幼児教育・保育施設において、こどもの日々の育ちを支えるための手がかりを示す方策が必要。
- ▷保育所、認定こども園、幼稚園や保育士等の養成施設等に基本的な指針で示した内容をいち早く伝え、実践につなげるための方策が必要。17

2. 保育所等の足下の状況

日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。



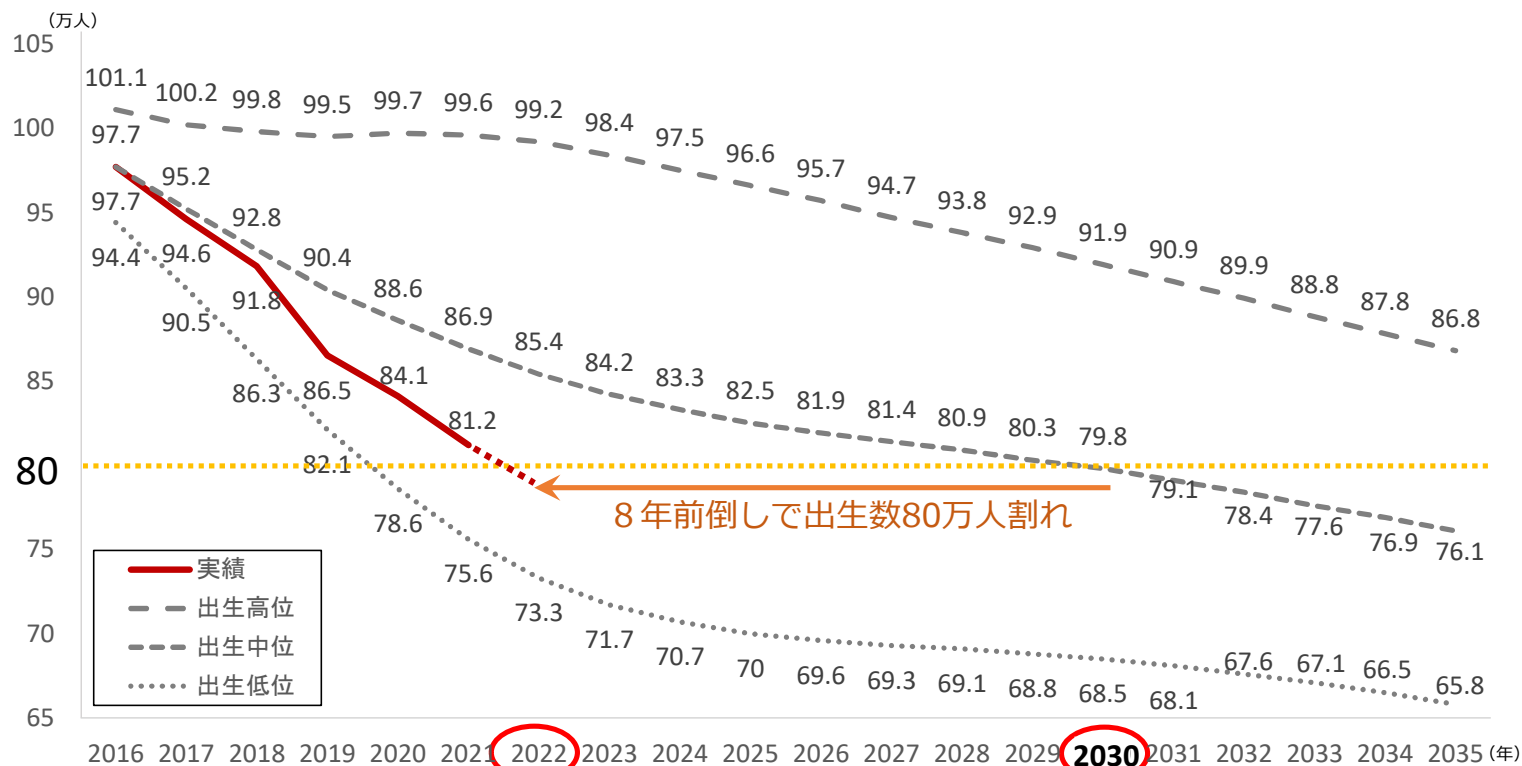
(出所) 2019年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)、高齢化率および生産年齢人口割合は、2019年は総務省「人口推計」、それ以外は総務省「国勢調査」
 2018年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
 2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計」

出生数と将来人口推計との比較

- ◆ 2022年の出生数（日本における日本人の出生のみ）は、80万人を割り込む見込み。

※ 2022年の外国人の出生等を含む出生数は79万9,728人（速報値）

- ◆ 将来推計人口（中位）では、80万人を割り込むのは2030年と予測。



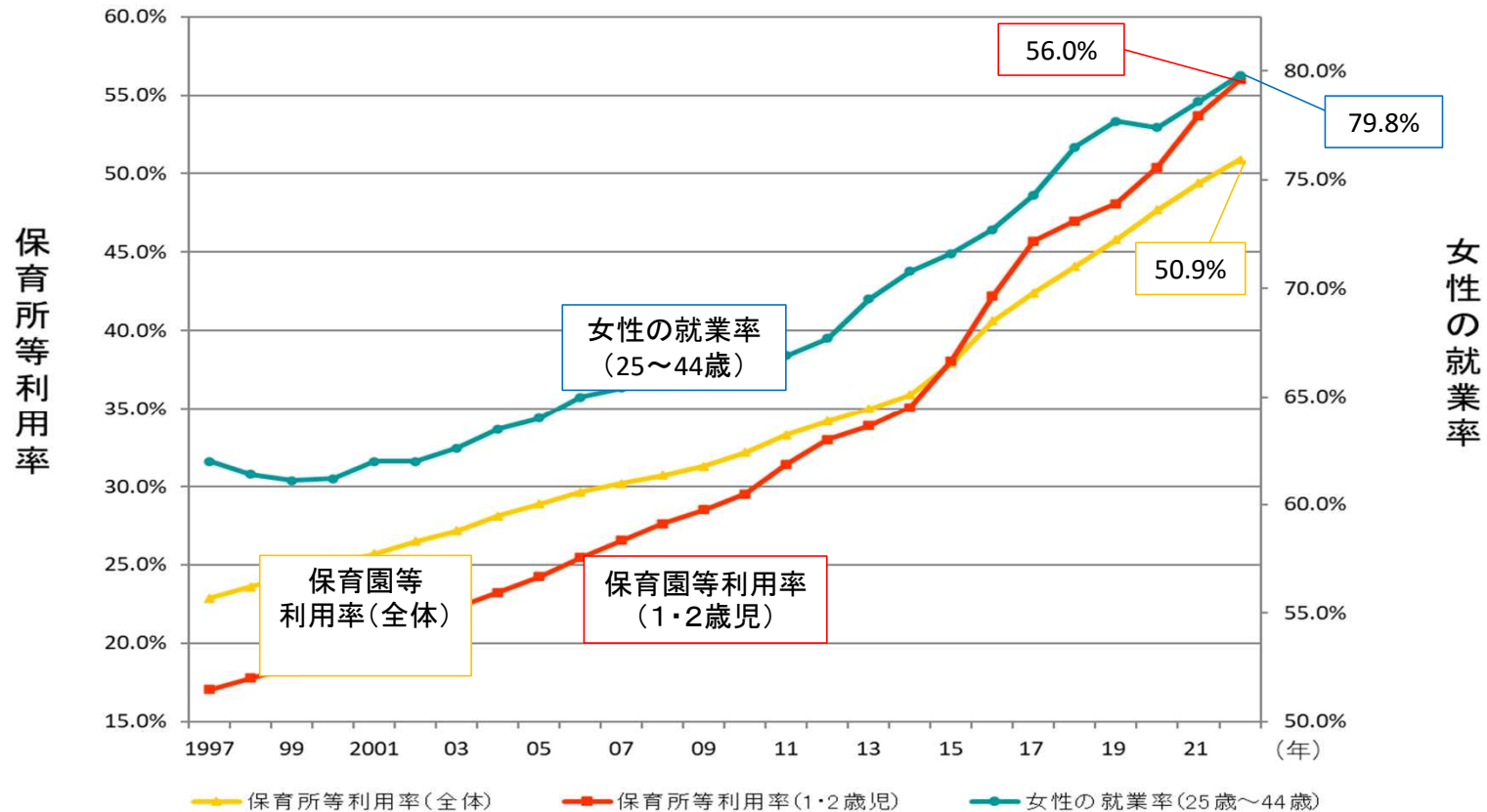
外国人等を含む速報値は 79万9,728人
日本における日本人人口は6月上旬公表予定
(2021年実績での外国人等の出生数は約3.1万人)

(注) 上記の推計人口・実績は日本における日本人人口。

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2017年推計）」、厚生労働省「人口動態統計」。

女性就業率(25～44歳)と保育園等の利用率の推移

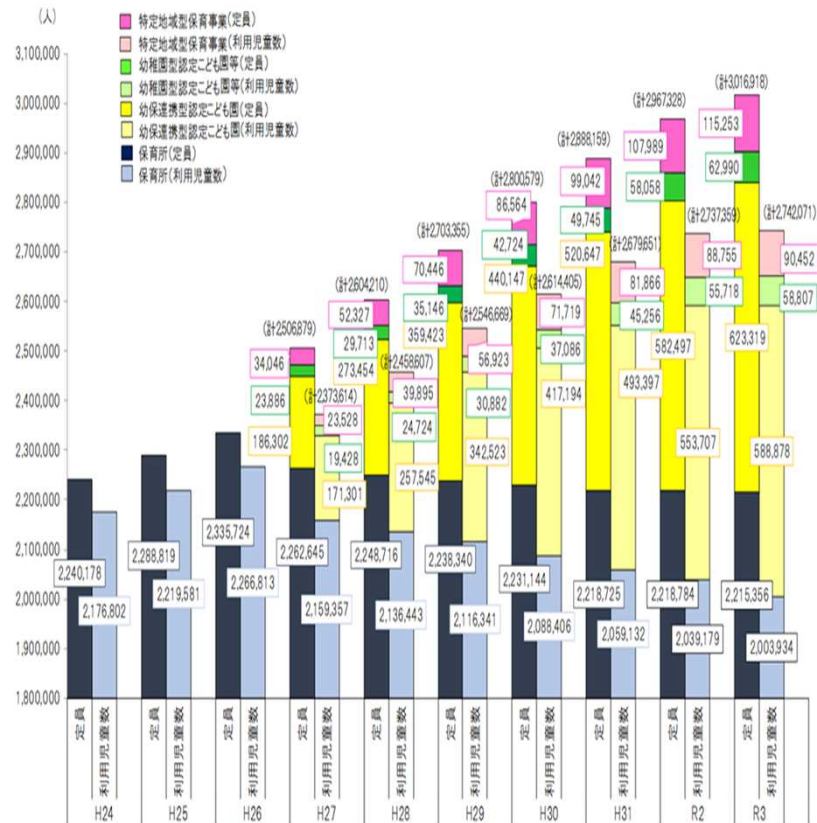
○ 女性の就業率(25～44歳)と1・2歳児保育利用率ともに、年々上昇傾向にある。



出典:総務省「労働力調査」等を基に厚生労働省保育課で作成

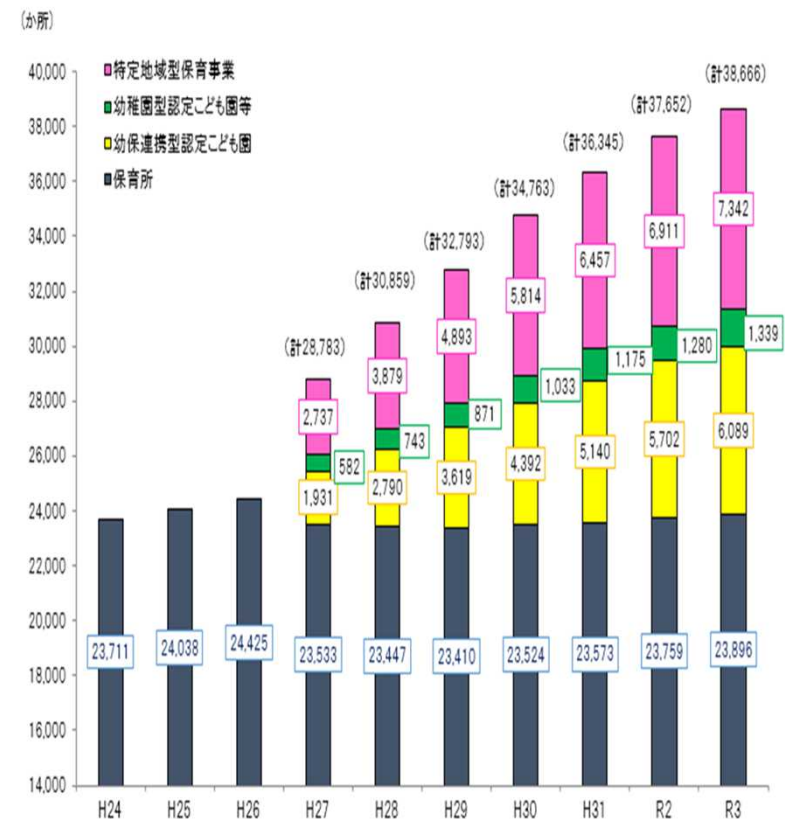
保育所等定員数・利用児童数・保育所等数の推移

○保育所等定員数及び利用児童数の推移



認可定員数 ← | → 利用定員数

○保育所等数の推移

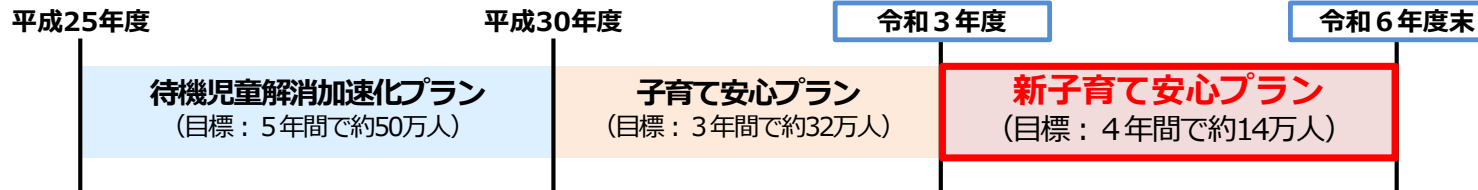


(出典) 26年一福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)
24年、25年、27年、28年一厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ
29年～3年一厚生労働省子ども家庭局保育課調べ

新子育て安心プランの概要

○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応。
(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)



○新子育て安心プランにおける支援のポイント

①地域の特性に応じた支援

- 保育ニーズが増加している地域への支援
(例)
 - ・新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**
- マッチングの促進が必要な地域への支援
(例)
 - ・**保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
 - ・**巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)
- 人口減少地域の保育の在り方の検討

②魅力向上を通じた保育士の確保

- (例)
- ・**保育補助者の活躍促進** (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
 - ・**短時間勤務の保育士の活躍促進**
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
 - ・**保育士・保育所支援センターの機能強化**
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③地域のあらゆる子育て資源の活用

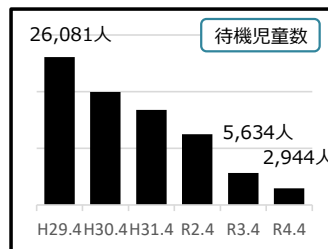
- (例)
- ・**幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育** (施設改修等の補助を新設)
 - ・**や小規模保育** (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする)) **の推進**
 - ・**ベビーシッターの利用料助成の非課税化** 【令和3年度税制改正で対応】
 - ・**企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充** (1日1枚→1日2枚)
 - ・**育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**
【令和3年の通常国会に子ども・子育て支援法の改正法案を提出予定】

令和4年4月の待機児童数調査のポイント

① 待機児童の状況

待機児童数：2,944人（※調査開始以来、**4年連続で最少**）
（対前年▲2,690人）

- ・約**85.5%**の市区町村（1,489）で**待機児童なし**
- ・待機児童数が**50人以上**の自治体は**10自治体**まで減少。



待機児童数別の自治体数の内訳

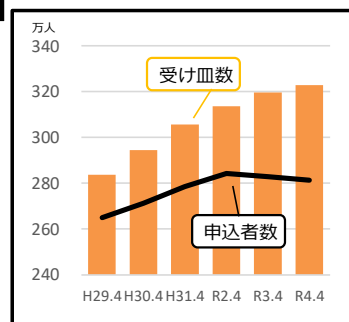
	0人	1～49人	50～99人	100人以上
R4年度	1,489 85.5%	242 13.9%	7 0.4%	3 0.2%
対前年	60	▲50	▲9	▲1
R3年度	1,429	292	16	4

② 待機児童数の減少要因

令和4年4月の待機児童数が減少した要因は、自治体調査によれば、

- ・**保育の受け皿拡大**に加え、
- ・**就学前人口の減少**
- ・**新型コロナウイルス感染症を懸念した利用控え**

などが考えられる。



③ 今後の見込み

令和4年4月の保育ニーズ（申込者数）は減少したものの、

- ・**女性就業率**（25～44歳）の**上昇傾向**
- ・**保育所等申込率**（申込数／就学前人口）の**上昇**
- ・**フルタイムの共働き世帯割合の増加**
- ・**被用者保険の適用拡大に伴う働き方の変容**

⇒ などを受け、今後、**保育ニーズ（申込者数）も再び増加**する可能性があり、注視が必要。

今後の取組方針

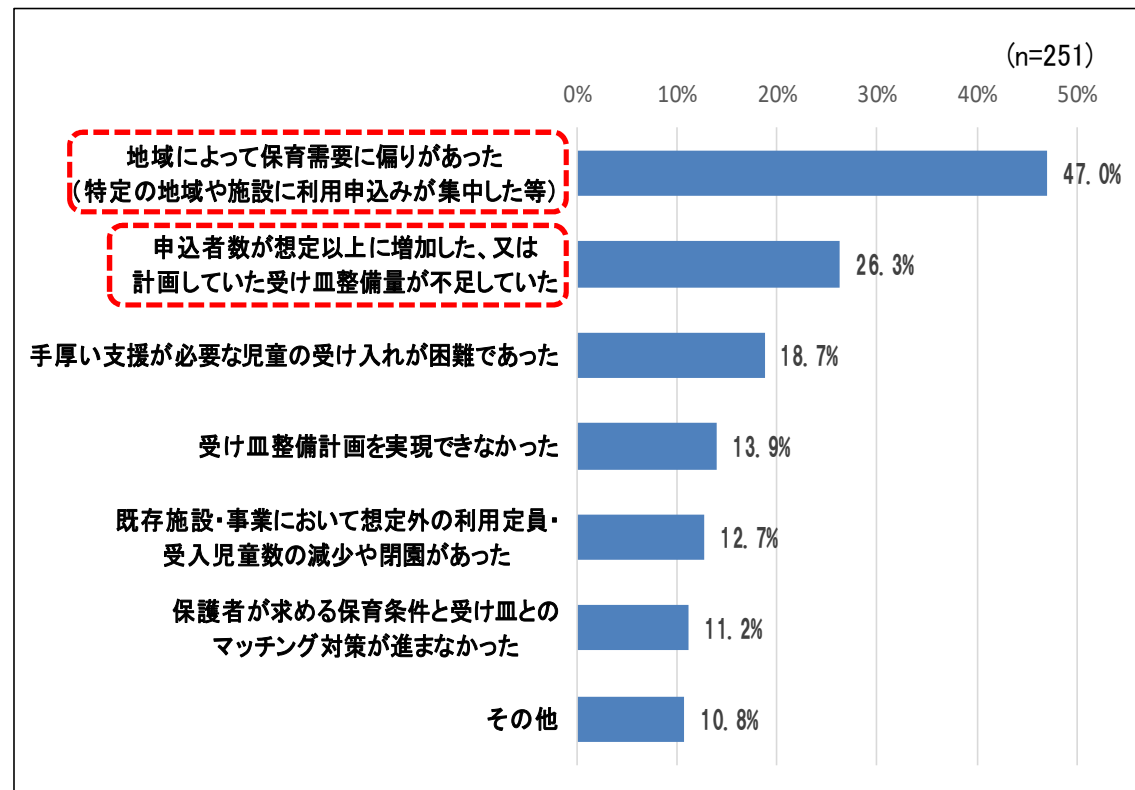
- 令和3年度からスタートした「**新子育て安心プラン**」に基づき、待機児童解消のための取組を進めていく。
- 各年度ごとに、自治体における**待機児童の状況**や**保育の受け皿拡大量の見込み**などを確認しながら、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行っていくとともに、**マッチング支援**を推進するなど、ニーズに丁寧に答えられるよう、支援していく。
- また、今後は、保育所・保育士の子育て支援のノウハウを活かし、地域で子育て支援を実施するなど**保育所の多機能化を進める**観点から、令和5年度概算要求において、保育所の空き定員等を活用した未就園児定期預かりに関するモデル事業等の実施に必要な予算要求を行う。

令和4年4月調査における各自治体の保育の受け皿拡大量（R4～R6は見込み）

	令和3年度	令和4年度
受け皿拡大量	2.5万人	7.4万人
	令和5年度	令和6年度
受け皿拡大量	2.0万人	1.1万人
4か年合計	13.0万人	
新プラン目標	約14万人	

待機児童を解消できなかった要因

- 令和4年4月時点で待機児童が存在する自治体に対して待機児童を解消できなかった要因を尋ねたところ、保育需要の地域偏在（47.0%）のほか、保育ニーズや必要整備量の見極めの難しさ（26.3%）が上位にあげられている。



備考) 令和4年4月時点で待機児童が存在する自治体に対して尋ねた結果

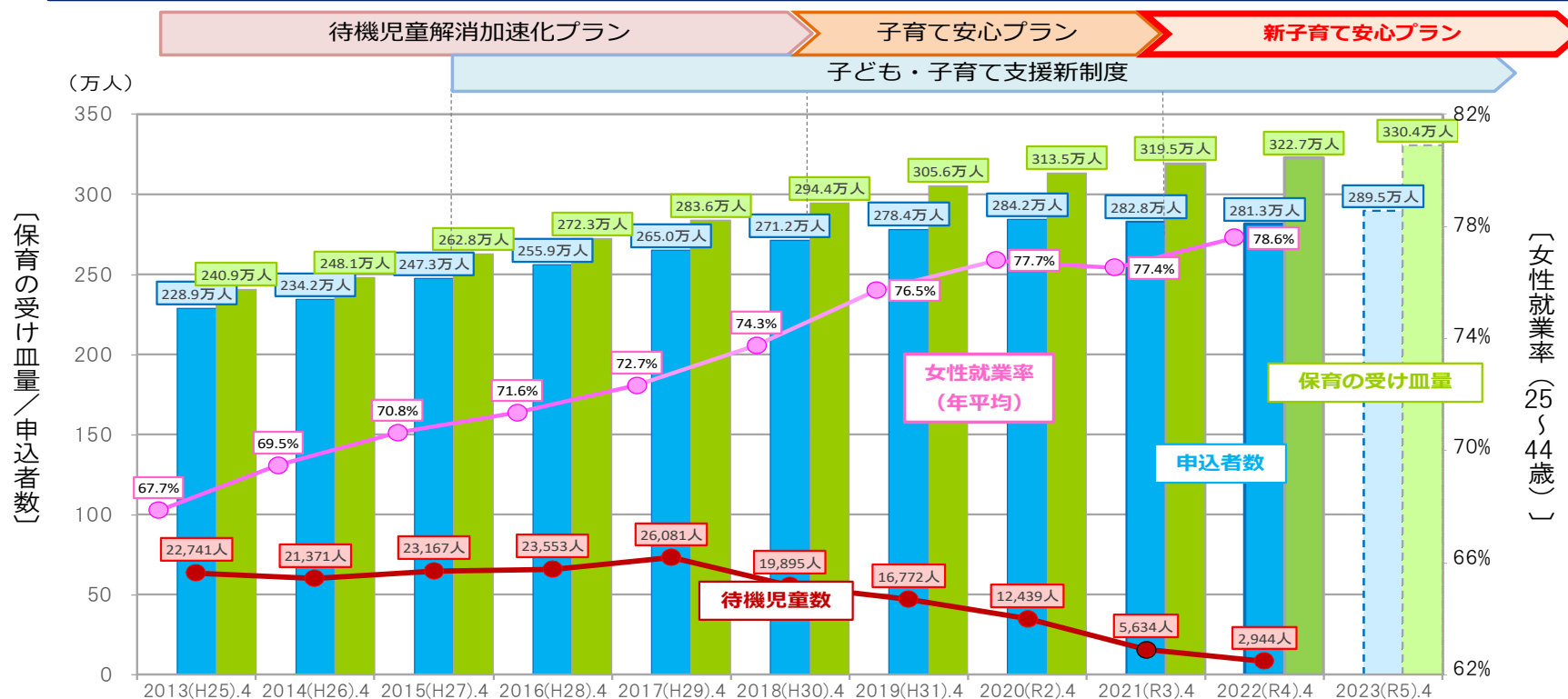
待機児童解消に向けた取組の状況について

【保育の申込者数、待機児童数の状況】

- 女性就業率（25歳から44歳）は年々上昇し、申込者数も年々増加していたが、**令和3年の女性就業率は上昇**（78.6%）したものの、**申込者数は減少**している。2022（令和4）年4月時点の申込者数は約281.3万人で、昨年度と比較して減少（約1.5万人減）。
- 2022（令和4）年4月時点の待機児童数は、**2,944人となり、調査開始以来4年連続で最少**となる調査結果。
- 2017（平成29）年の26,081人から、**5年で23,137人減少し、待機児童数は約9分の1に**。

【保育の受け皿拡大の状況】

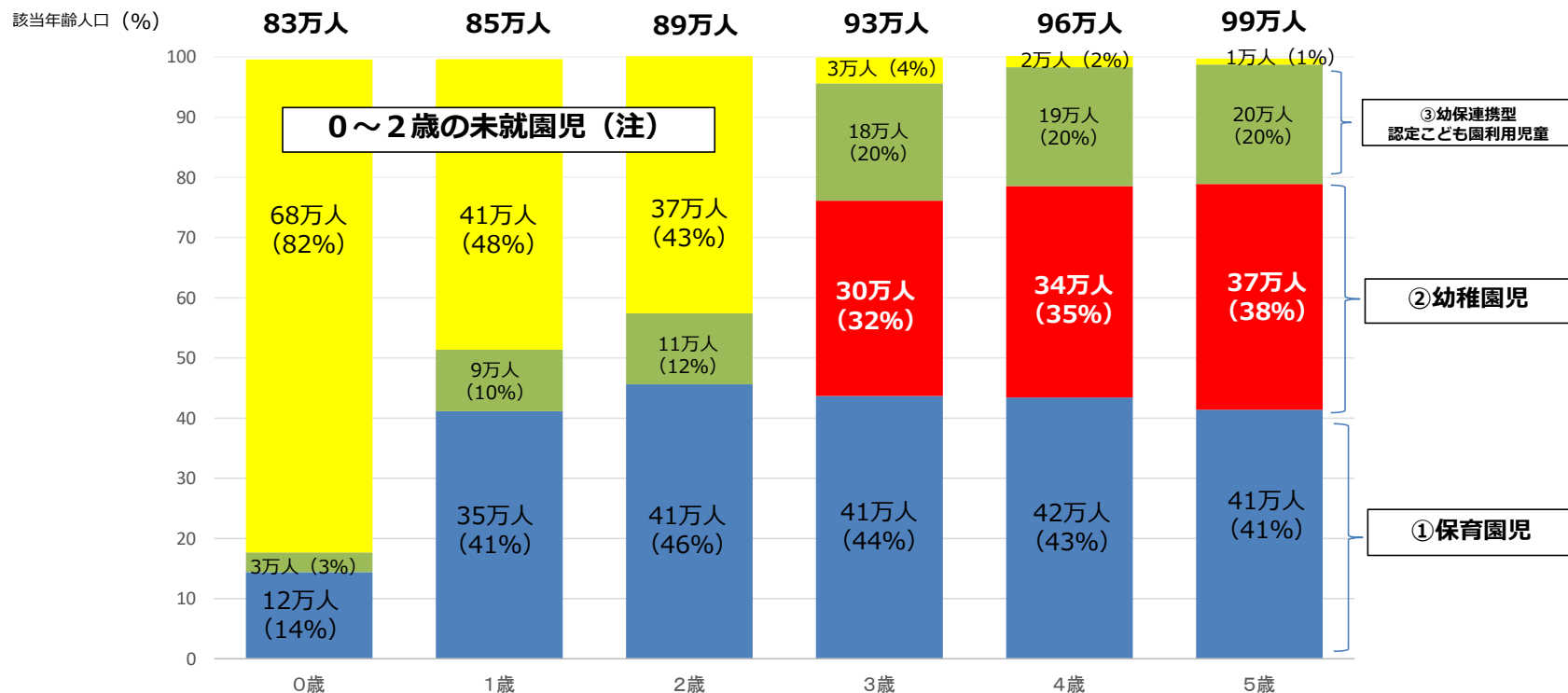
- 「**新子育て安心プラン**」による保育の受け皿拡大量は、令和4年4月調査における市区町村の受け皿拡大量見込みを積み上げると、**2021～2024（令和3～6）年度末までの4年間で約13万人分が拡大する見込み**となっている。
- 令和3年度からスタートした「新子育て安心プラン」に基づき、各年度ごとに、自治体における待機児童の状況や保育の受け皿拡大量の見込み等を踏まえながら、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行っていく。



年齢別の未就園児の割合（令和3年度）

令和5年5月17日
第3回こども未来戦略会議
小倉大臣提出資料

○ 年齢人口から推計される未就園児は、0～2歳児の約6割（約146万人）、3～5歳児の約2%（約6万人）となっている。



（注）各年齢の人口から①～③を差し引いた推計。企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用している児童を含むことに留意が必要。

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和3年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。

※幼保連携型認定こども園の数値は令和3年度「認定こども園に関する状況調査」（令和3年4月1日現在）より。

※「幼稚園」には特別支援学校幼稚園部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和3年度「学校基本調査」（確定値、令和3年5月1日現在）より。

※保育所数値は「待機児童数調査」（令和3年4月1日現在）より。なお、「保育所」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（令和2年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。

※「就園していない児童」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育所在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

- 教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。
 - ① 就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能
 - ② 子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

「認定こども園」の類型

幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園

(学校かつ児童福祉施設)

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型認定こども園

幼稚園
(学校)

保育所
機能

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型認定こども園

幼稚園
機能

保育所
(児童福祉施設)

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型認定こども園

幼稚園機能 + 保育所機能
(認可外保育施設等)

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

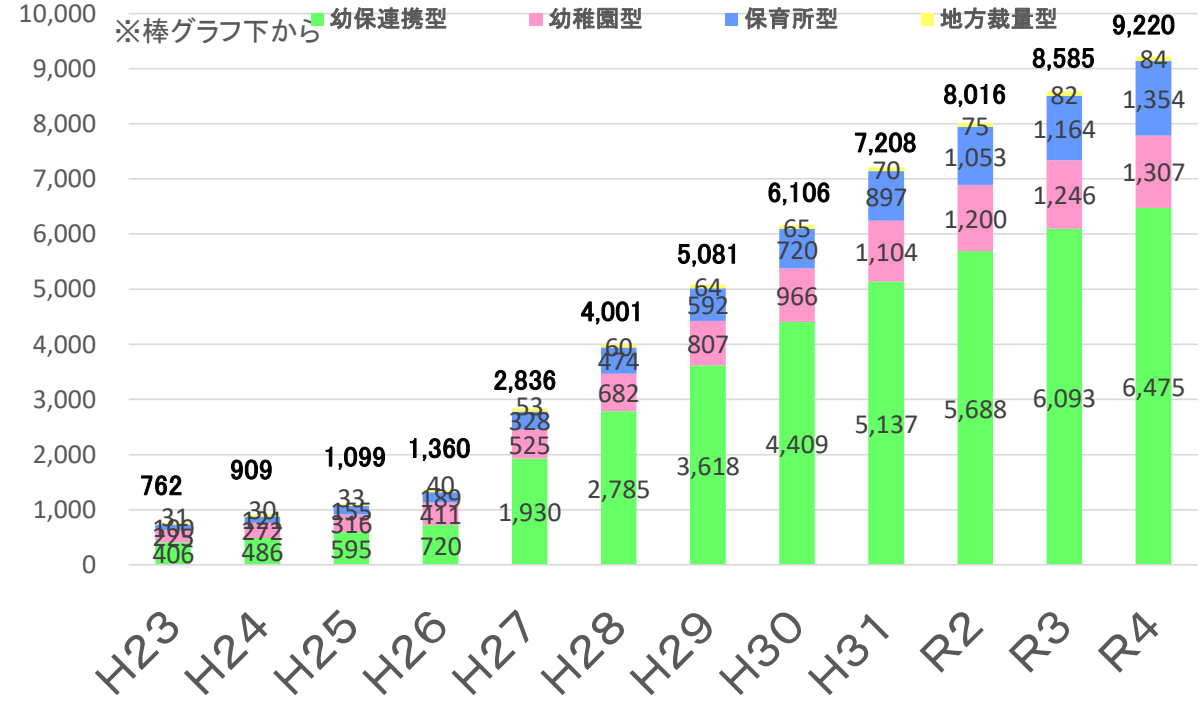
認定こども園の数

(子ども・子育て本部調べ (令和4年4月1日現在))

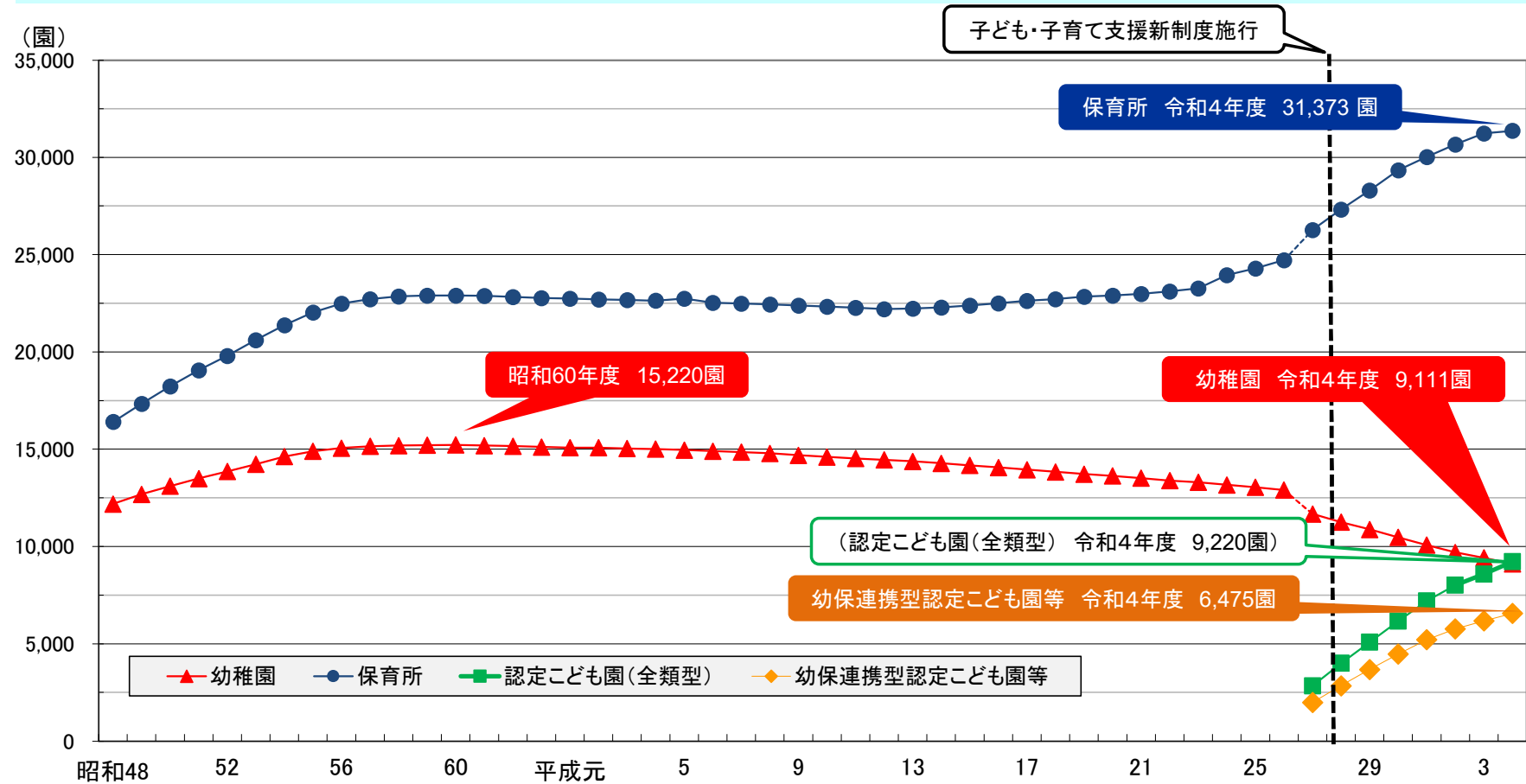
園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
9,220 R3 (8,585)	6,475 (6,093)	1,307 (1,246)	1,354 (1,164)	84 (82)

【参考】保育所:31,373園(保育所型認定こども園、特定地域型保育事業を含む)
幼稚園:9,121園(幼稚園型認定こども園を含む)

認定こども園数の推移

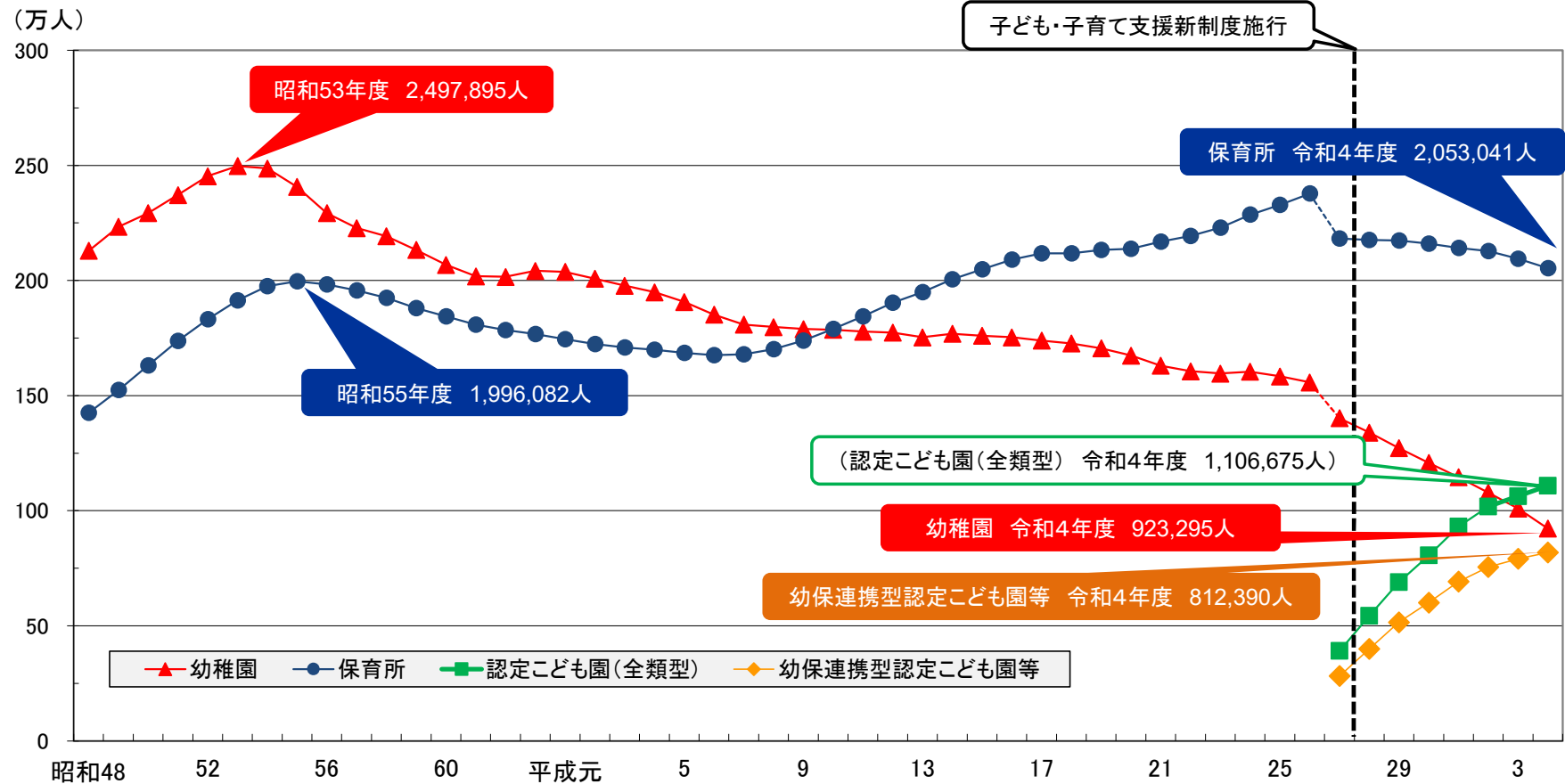


幼稚園・認定こども園・保育所 施設数年次比較



- （注）・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業（※平成27年度より）を含む。
 ・幼保連携型認定こども園等は、幼保連携型認定こども園と地方裁量型認定こども園の合計。
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
 ・幼稚園の数値は「学校基本調査」（各年5月1日現在）、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況について」（各年4月1日現在）より。
 ・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」（各年4月1日現在）より（※平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」（各年10月1日現在）より推計。）

幼稚園・認定こども園・保育所 在園者数年次比較



- (注)・幼稚園には幼稚園型認定こども園を保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業（※平成27年度より）を含む。
 ・幼保連携型認定こども園等は、幼保連携型認定こども園と地方裁量型認定こども園の合計。
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
 ・幼稚園の数値は「学校基本調査」（各年5月1日現在）、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況について」（各年4月1日現在※速報値）より。
 ・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」（各年4月1日現在）より（※平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」（各年10月1日現在）より推計。）。なお、保育所型認定こども園の1号認定子ども（10,443人（令和3年4月1日現在・「認定こども園に関する状況について」より））は含まれていない。

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会について

現状及び開催の目的

- ・ 待機児童数が着実に減少を続けており、今後は地域の特性に応じた支援を進めていくため、令和2年12月21日に「新子育て安心プラン」を取りまとめた。
- ・ 一方で、子どもの数や生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化等を踏まえ、地域における保育の提供の在り方を検討することが必要。

⇒ **中長期的な視座に立って、今後の保育所や保育士等の在り方について検討（子ども家庭局長が参集）。**

検討事項・スケジュール

- (1) 地域における保育所等の役割に関すること
 - (2) 今後の地域・社会情勢を踏まえた保育士等の在り方や確保方策に関すること
 - (3) その他保育所や保育士等の在り方に関すること
- 上記について、令和3年5月26日（水）以降、複数回開催し、年内にとりまとめ予定。

参考：人口減少地域における保育に関する主な指摘

少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）（抄）

- Ⅰ－1（3）男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備
（保育の受け皿整備の一層の加速）
 - 地域の実情に応じた保育の実施
 - ・ **人口減少地域等における保育の在り方についての検討を進める。**

子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について（令和元年12月10日子ども・子育て会議）（抄）

- (9) 都市部とは違った形での人材確保対策など、人口減少地域における保育の継続のための支援策
地域ごとに異なる具体的状況に応じた保育の在り方については、少子高齢化の急速な進行も踏まえ、離島・へき地を含めた人口減少地域等における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべきである。また、保育所等の空きスペースを活用した児童発達支援の実施の方策なども検討すべきである。

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会 取りまとめ 概要

令和3年12月20日公表

政策の方向性

- これまでの国の保育政策は待機児童問題への対応が主軸。引き続き「新子育て安心プラン」等による保育需要への対策は実施。
 - 今後の人口減少社会において、良質な保育を提供し続けることが大きな課題。国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要。
 - 同時に、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、特に0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化。
- **保育を必要とする家庭への保育を確実かつ質を伴う形で提供する体制を前提**としつつ、**個々の保育所の強み・体制等を踏まえた役割分担**の下で、**他の子育て支援機関等とも連携・協働**した上で、**多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備**を行う。
- これを支える各保育所の体制について、**保育士や保育士以外の子育て経験者等で役割分担しながら、他の関係機関と連携・協働**していくため、**各種事業等での支援や、給付や評価の在り方の見直し**、そのための**研修体系の構築**など、**総合的な取組を進めていく**。

具体的な取組内容

□ 検討を速やかに開始すべきもの ■ 中長期的な課題

①人口減少地域等における保育所の在り方

- 各市区町村が各保育所等の状況を踏まえた役割分担を整理・明確化し、持続可能な保育提供体制づくりを計画的に行う
- 統廃合や規模の縮小、多機能化等の事例収集と展開
- 人口減少地域で有効活用が期待される制度（公私連携型保育所、社会福祉連携推進法人等）に関する制度周知と多機能化のための改修費支援
- 利用定員区分の適切な設定の周知と細分化等を含む公定価格の見直しの検討

②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- 子育て負担を軽減する目的（レス・ポ・リフレッシュ目的）での一時預かり事業の利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
- 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応
- 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し
- 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進等

③保育所・保育士による地域の子育て支援

- 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化
- 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起
- 他機関と連携して効果的に地域支援を行う保育所等の実践例の収集・共有、保護者相談への対応手引きの作成
- 巡回支援事業等で保育経験者の活用による保育所の地域支援力向上
- 人口減少地域に対応した地域支援の在り方の検討（主任保育士専任加算の要件見直し等）

④保育士の確保・資質向上等

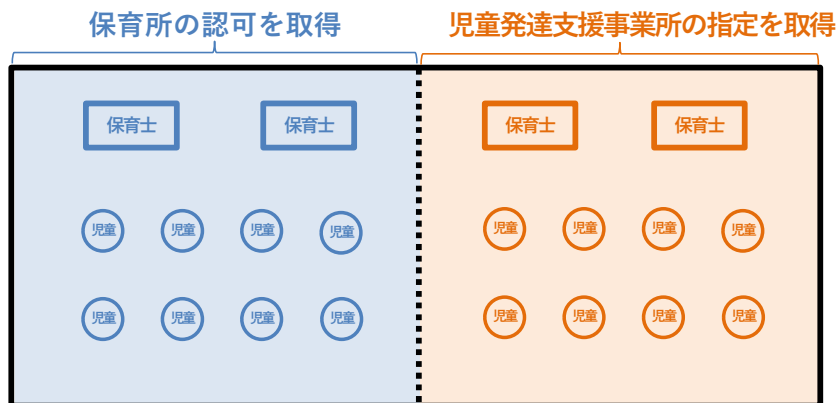
- 中高生への周知や保育技術の見える化等、保育士の魅力発信
- 各種研修の更なるオンライン化の推進
- 休憩とは別に、物理的に子どもと離れ各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）の確保と、そのためのスペース確保の改修費支援
- 児童へのわいせつ行為で登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求める等、教員と同等の保育士資格管理の厳格化
- 公的価格評価検討委員会での議論等を踏まえた更なる処遇改善
- へき地医療等も参考にした地域での保育士の定着支援の検討
- 自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討

保育所と児童発達支援等の一体的な支援（インクルーシブ保育）

* 令和4年11月30日 基準改正

【改正前】

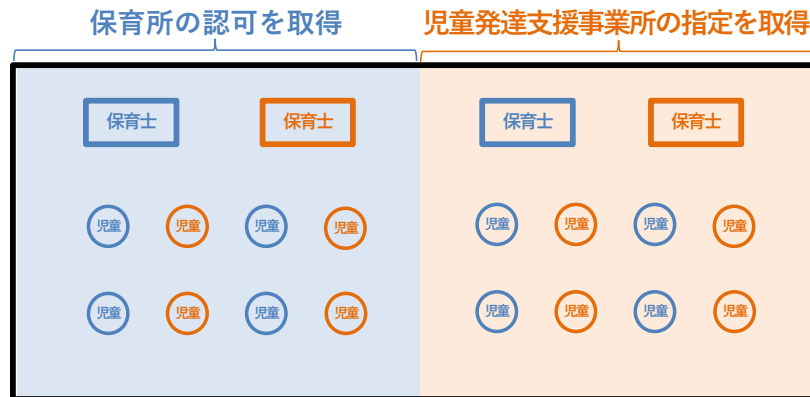
- 保育所の保育士と児童発達支援事業所の保育士や児童指導員がそれぞれで保育・療育を実施



現行制度で実施可能

【改正後】

- 保育所と児童発達支援事業所が併設している場合、それぞれの事業の基準を満たしていれば、保育士等の人員の交流、保育室等の設備の共用といった一体的な支援が可能に



保育所、児童発達支援事業所等
の設備運営基準を見直し
(令4.11.30)

* 留意事項通知は令4.12.26

保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和5年度当初予算 457億円 (453億円) ※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を、保育所等で定期的に預かることで、専門家による良質な成育環境を確保し、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じこどもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を行うことができる。ついては、定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用認定の方法、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

2. 施策の内容

【事業内容】

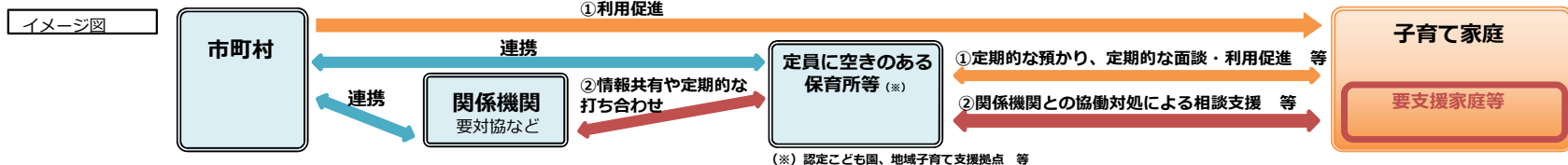
①定期的な預かり

- ・定員に空きのある保育所等において、地域の保育所等に通所していない未就園児に対して、継続して週1～2日程度の定期的な預かりを実施する。
- ・対象児童を養育する家庭に対して、本事業の積極的な利用を促進する。
- ・集団における子どもの育ちに着眼した支援計画を作成し、適切な保育を行うとともに、保護者に対しては、定期的な面談などを実施し、継続的に支援する。
- ・要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有する。

②要支援家庭等対応強化加算

- ①に加え、保育所等において、要支援児童等の預かりを行う場合には、関係機関（市町村や要対協など）との連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画（※）を作成し、関係機関との協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。

（※）改正後の児童福祉法に基づくサポートプランと連携することを想定。



3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。）

※実施自治体は、地域における定期的な利用ニーズに対する適切な一時預かりの実施体制、利用促進や利用認定の方法などを検証するための実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない未就園児（長期スパンでの利用が前提）

【補助単価】①・年間延べ利用児童数300人未満 : 1か所あたり 5,981千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
 ・年間延べ利用児童数300人以上900人未満 : 1か所あたり 6,326千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
 ・年間延べ利用児童数900人以上 : 1か所あたり 6,542千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
 ②1か所あたり 742千円

【補助割合】国：9/10 市町村：1/10

児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

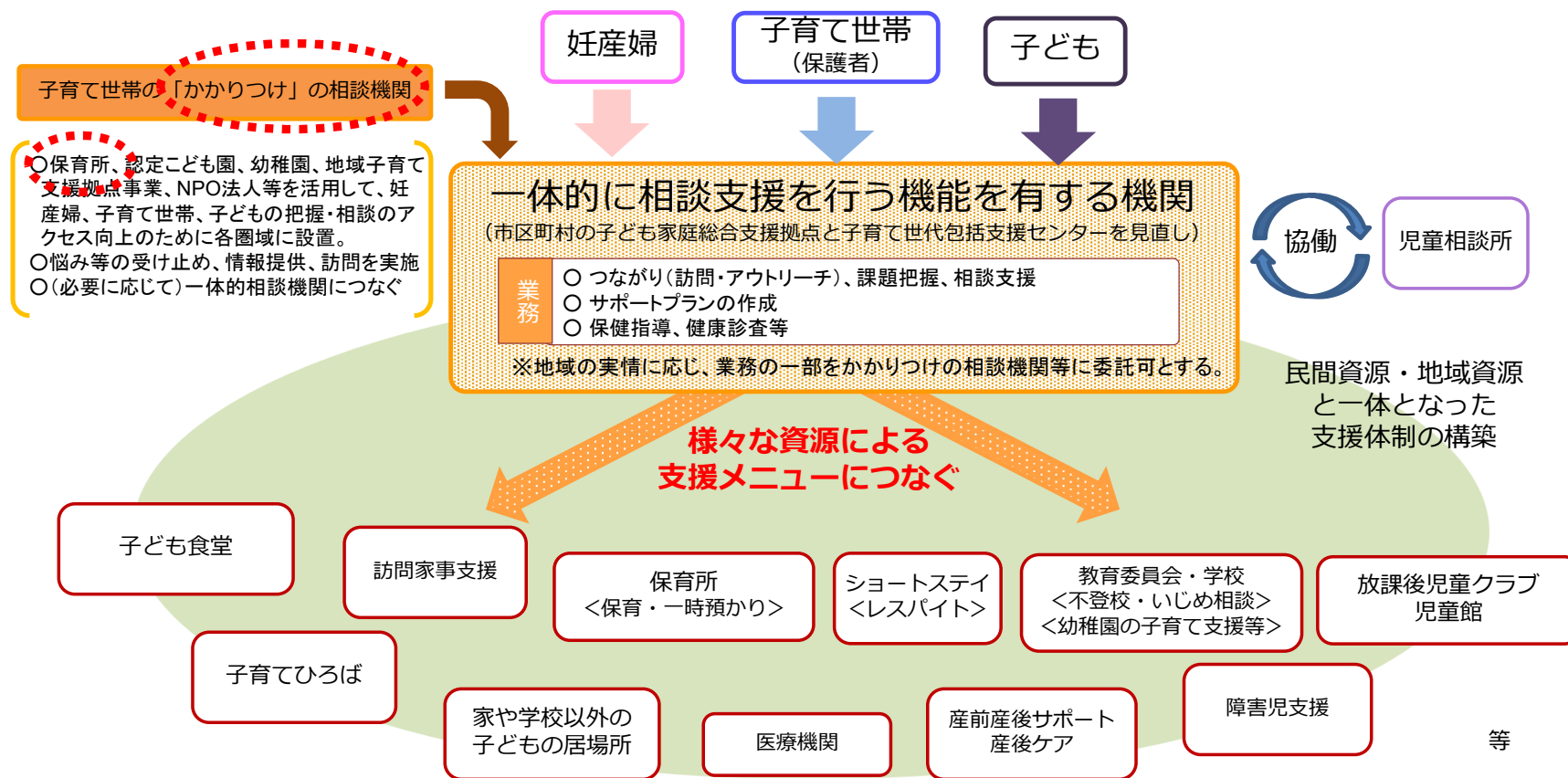
児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

(全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置)

- 市区町村において、現行の子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、**全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることとする。**
- この相談機関では、**妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。**



保育所の地域子育て支援について

◆改正児童福祉法案による保育所による地域支援の強化内容

【現行】

地域住民へ行う保育に関する情報提供：努力義務
乳児、幼児等に関する相談・助言：努力義務



【改正後】

地域住民へ行う保育に関する情報提供：義務
乳児、幼児等に関する相談・助言：努力義務
+ 地域子育て相談機関（かかりつけ相談機関）の創設
※的確な相談・助言体制を有する保育所等において実施

◆保育に関する情報提供に関する支援策

- ここdeサーチ（子ども・子育て支援法第58条の規定に基づく情報公開）への登録をもって実施していると整理
⇒ここdeサーチにおける記載項目の充実等について、内閣府と調整し、積極的な公表を進めていく
- 魅力発信事業を活用した、保育技術の見える化等の推進
⇒事業を通じたユースケースの把握と展開など

◆相談・助言等の地域子育て支援に関する支援策

【保育所の相談・助言機能の強化】

- 主任保育士専任加算＜公定価格＞（年額約306万円；12,670箇所の保育所で実施（R2年度））
代替保育士を確保し、主任保育士業務（地域子育て支援業務を含む）の専任を支援。加算要件は、以下の5要件から複数実施
①延長保育 ②一時預かり（一般型） ③病児保育 ④乳児3名以上 ⑤障害児1名以上
- 利用者支援事業（基本型）＜13事業＞（年額760.4万円；83箇所の保育所で実施（R2年度））
⇒専任の人員配置が1名以上必要。R4予算でモデル事業
- 地域子育て支援拠点事業＜13事業＞（年額839.8万円（一般型）300.8万円（連携型）；2,348箇所の保育所で実施（R2年度））
⇒専任の人員配置が必要（一般型で2名以上、連携型で1名以上）。実施可能な保育所は限られる。【支援課】
- 要支援児童等対応推進事業（保育SW事業）＜予算事業＞（年額456.7万円；4自治体で実施（R2年度））
⇒地域の要支援児童・家庭等への相談等を行う地域連携推進員（保育士、社会福祉士等）を保育所に配置（各保育所の巡回支援も実施）。
- 保育所等への巡回支援事業＜予算事業＞（年額406.4万円；117自治体（11府県、106市区町村で実施（R2年度））
⇒園長経験者等による巡回支援により、各保育所の地域支援力向上を促す。

【保育所の未就園児への支援機能の強化】

- 一時預かり事業＜13事業＞（年額267.9～478.0万円（一般型）；5,818箇所の保育所で実施（R2年度））
⇒改正児童福祉法案により、子育て負担を軽減する目的（レスパイト目的）で利用可能であることを明文化。

わいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化 見直し内容

改正事項		保育士（児童福祉法）（現行）	教員（教育職員免許法等）	保育士（児童福祉法）（見直し内容）
欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合	執行を終わった日等から起算して 2年	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり
	罰金の刑に処せられた場合	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して 2年	—	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して 3年
	登録取消・免許状失効等による場合	登録取消の日から起算して 2年	免許状失効等の日から 3年	登録取消の日から起算して 3年
登録取消等の事由	登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合 （わいせつ行為を行った場合には、原則として懲戒免職とするよう求めている）	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 ・わいせつ行為を行ったと認められる場合
	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	<取消事由> ・教員にふさわしくない非行の場合 ・故意による法令違反の場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合
わいせつ行為を行った者の再登録等の制限		欠格期間経過後は再登録の申請が可能	わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる（※）	わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる
わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握		—	わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報を、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する（※）	わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。
 ※ 法の規定に基づく対応

児童福祉施設等における安全計画の策定について

保育所を始めとする児童福祉施設等が児童の安全を確保するための計画を策定することを義務付ける省令改正を実施。

- 第208回国会で可決・成立した改正児童福祉法は、衆議院において議員修正が行われており、都道府県等が条例で定めることとされている**児童福祉施設等（※）の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するもの**については、**国が定める基準（省令）に従わなければならないこと**とする改正が行われた。
（※）児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く）、家庭的保育事業等、一時保護施設
- これを受けて、**各児童福祉施設等は「児童の安全を確保するための計画」を策定しなければならないとする国の基準（省令）の改正を令和4年11月に行い、同年12月には留意事項通知を発出しているところ**であり、各都道府県等はこの省令の規定を条例化することで、全ての児童福祉施設等に計画の策定が求められることとなる。
- 児童福祉施設のうち、**保育所や家庭的保育事業等**については、保育所保育指針や子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設として、既に児童の安全に関するマニュアルや指針の策定が求められているところ、こうした**現行の取組も踏まえつつ、昨今の保育所等での事故や幼稚園における学校安全計画などとの整合性も踏まえつつ、取組を強化する方針**であり、**令和5年4月から施行**。
- それ以外の児童福祉施設等については、各施設の性質や状況等を踏まえ、経過措置として一定期間安全計画の策定等を努力義務とする規定を設けている。
- なお、厚生労働省令において運営等に関する基準が定められていない施設・事業所についても各事業の性質や実態等に鑑み、通知等により、児童の安全の確保に関する取組の実施を促していく予定。

<改正児童福祉法：令和5年4月1日施行時点> ※傍線は児童福祉法等の一部改正法案による改正箇所のみ

（児童福祉施設の設備及び運営についての基準）

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一・二（略）

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他**児童**（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇及び**安全の確保並びに秘密の保持**、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に**密接に関連するもの**として内閣府令で定めるもの

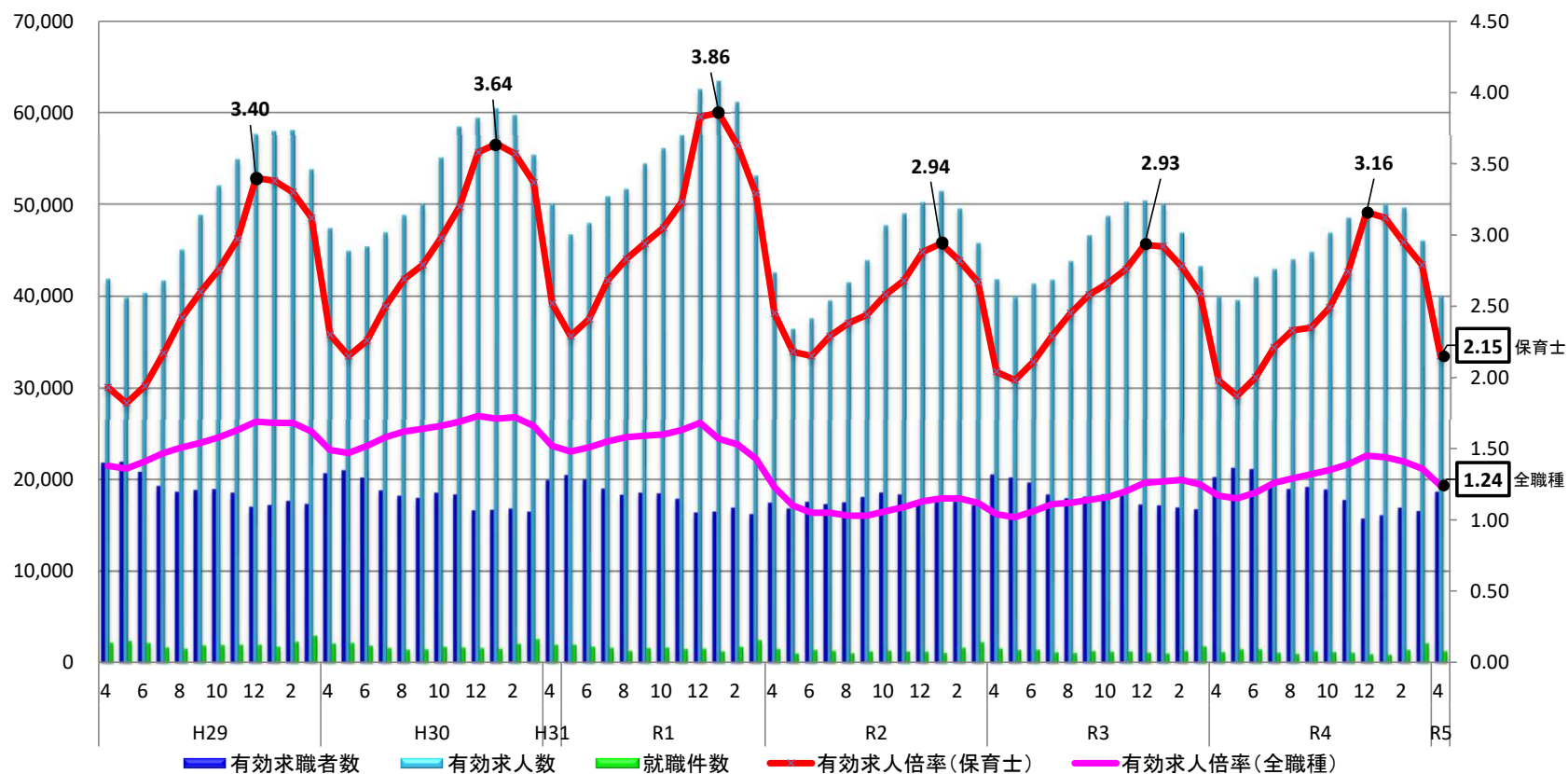
③～⑥（略）

※家庭的保育事業等及び一時保護施設についても同様の規定を創設

3. 保育人材の確保・育成

保育士の有効求人倍率の推移（全国）

○ 直近の令和5年4月の保育士の有効求人倍率は2.15倍（対前年同月比で0.17ポイント上昇）となっており、全職種平均の1.24倍（対前年同月比で0.07ポイント上昇）と比べると、依然高い水準で推移している。



（出典）一般職業紹介状況（職業安定業務統計）（厚生労働省）

※保育士の有効求人倍率について、各年度の最も高い月の数値を記載している。

※全職種の有効求人倍率は、実数である。

令和4年及び令和5年における保育士の各都道府県別有効求人倍率の比較（各年4月時点）

- 有効求人倍率が前年同月よりも上昇しているのは、32都県。
- 有効求人倍率が全国平均(2.15倍)を上回っているのは、18都府県。

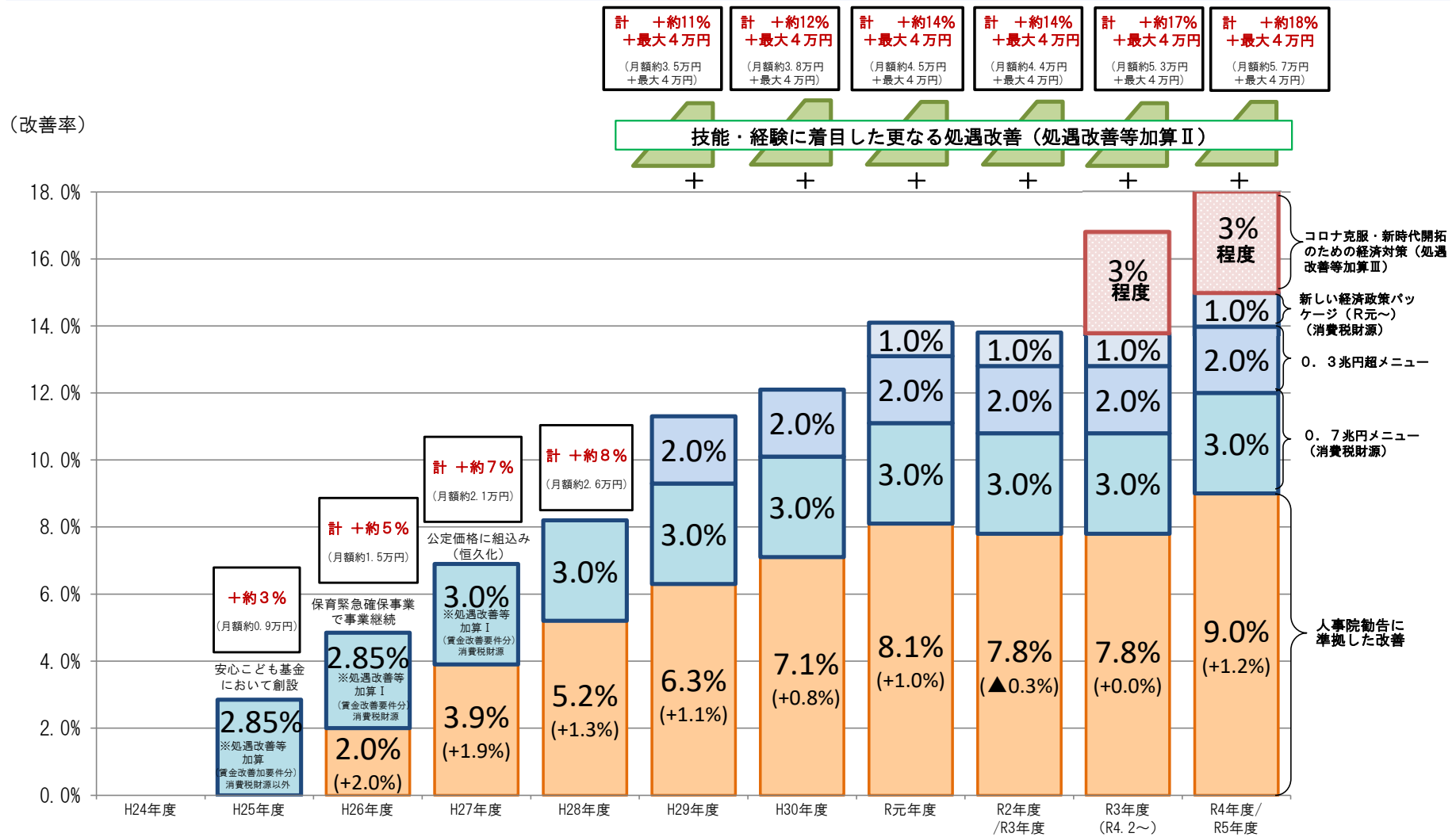
	令和4年4月時点	令和5年4月時点
全国	1.98	2.15
北海道	1.70	1.49
青森	1.14	1.04
☆ 岩手	1.03	1.07
宮城	2.15	2.10
秋田	0.85	0.81
山形	1.31	1.27
福島	2.11	2.07
茨城	2.58	2.45
☆ 栃木	4.21	5.32
☆ 群馬	1.05	1.10
☆ 埼玉	2.21	2.52
☆ 千葉	1.57	1.72
☆ 東京	2.56	3.03
☆ 神奈川	1.53	1.81
☆ 新潟	1.48	1.98
☆ 富山	1.98	2.26
☆ 石川	1.11	1.62
☆ 福井	2.47	3.20
☆ 山梨	1.65	2.18
☆ 長野	1.01	1.42
岐阜	2.13	1.86
☆ 静岡	2.61	3.03
☆ 愛知	2.18	2.20

	令和4年4月時点	令和5年4月時点
☆ 三重	1.59	1.87
☆ 滋賀	1.73	2.73
京都	1.91	1.73
大阪	2.73	2.56
兵庫	1.83	1.77
☆ 奈良	2.31	2.41
和歌山	1.90	1.53
鳥取	2.13	1.81
☆ 島根	1.33	1.64
岡山	1.82	1.76
☆ 広島	2.35	3.50
☆ 山口	1.28	1.55
☆ 徳島	2.11	2.43
香川	1.48	1.30
☆ 愛媛	2.13	2.21
☆ 高知	1.17	1.28
☆ 福岡	1.96	2.37
☆ 佐賀	1.67	2.03
☆ 長崎	1.55	1.61
☆ 熊本	1.44	1.50
☆ 大分	1.70	1.83
☆ 宮崎	1.77	1.84
☆ 鹿児島	1.98	2.24
☆ 沖縄	2.72	2.89

出典：厚生労働省「職業安定業務統計」

☆は前年同月よりも上昇している自治体 は全国平均を上回っている自治体

保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施

※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる

※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」については、令和4年2~9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。10月以降は「賃金改善分」については公定価格を見直し (恒久化)

1. 基本的な考え方

- 本委員会の「中間整理」で整理したとおり、処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要。
- しかしながら、見える化に関する取組状況は分野ごとに様々であり、継続的な見える化に向けて必要な取組を、各分野において、順次進めていく必要がある。

2. 今後の取組

(1) 共通事項

- 看護職員、介護・障害福祉職員、幼稚園・保育所・認定こども園等の職員の処遇改善について、令和4年10月から、診療報酬等により給与を恒久的に3%程度引き上げるための措置が講じられている。まずはこの措置について、厚生労働省、内閣府において、職員の給与にどのように反映されているか等の検証を行うべきである。
- また、各分野の経営実態調査等について、その性質も踏まえつつ、調査について指摘されている課題の改善を図りながら、調査が実施された際には、今後とも分析を継続的に行うべきである。

(2) 個別の分野ごとの取組

④保育・幼児教育分野

- 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査については、直近の調査が令和元年度とされている。職種ごとの給与費等の継続的な把握につながるよう、定期的な調査の実施について検討すべきである。
- また、他の分野における財務書類の報告・公表や経営情報のデータベース化の実施・検討の状況を踏まえ、同様の取組について速やかに検討を進め、必要な措置を講じるべきである。

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 「新子育て安心プラン」に基づく約14万人分の保育の受け皿整備に必要となる保育人材(新たに約2.5万人)の確保を含め、処遇改善のほか、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

- 保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）
 - ・学費5万円(月額)など。卒業後、5年間の実務従事により返還を免除、過疎地域に適用されている返還免除の特例（実務従事5年→3年）について、離島その他の地域にも適用を拡大【R5予算】
- 保育士の資格取得を支援
 - ・保育所等で働きながら養成校卒業による資格取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- 保育士試験の年2回実施の推進（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）
- 保育士・保育の現場の**魅力発信**（情報発信のプラットフォームの構築など、様々な対象者に対して魅力発信を実施）【R3予算～】

就業継続支援

- 保育所等におけるICT化の推進**
 - ・①保育に関する計画・記録、②保護者との連絡、③子どもの登降園管理等の業務のICT化に係る**システムの導入費用や翻訳機等を支援**
 - ・上記①～③の3つの機能のうち必要な機能のみを選択して導入する場合も補助対象となるよう補助要件を見直し【R4補正予算】
- 保育補助者の雇い上げの促進**（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
 - ・補助要件（勤務時間週30時間以下の要件）の撤廃&保育士確保が困難な地域の補助基準額の引き上げ【R3予算～】
- 保育体制強化事業の促進**（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
 - ・保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、**登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助【R5予算】**
 - ・園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の**補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等を追加【R5予算】**
- 保育士宿舍借り上げ支援（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額8.2万円を上限）、支給期間：採用から5年以内※）
 - ※直近2カ年のいずれかで保育士の有効求人倍率が2以上の場合は採用から7年以内【R5予算】
 - ※前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は前年度の年数を適用
- 保育士の働き方改革**への支援
 - ・労務管理の専門家による巡回支援や魅力ある職場づくりの啓発セミナーの実施【R3予算～】
 - ・保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置【R3予算～】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの機能強化**（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
 - ・**マッチングシステムを導入する費用を支援**し、業務の効率化・きめ細かなマッチングを実施（補助額700万円）
 - ・保育補助者等のマッチングや現職保育士に対する支援、管内の保育所等への巡回等によるマッチング機能の向上【R3予算～】
- 就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け（40万円）、2年間勤務した場合、返還を免除）

【概要】保育の現場・職業の魅力向上検討会 報告書

令和2年9月30日公表

1. 基本的な考え方

- **保育士の仕事は魅力であふれている。**
・子どもの育ちに関する高度な専門知識を備えた専門職・多くの子どもを見守りながら育み続けることができる仕事・子どもの成長の喜びを保護者と分かち合える等
- 保育の質の中核を担う保育士の確保や専門性を向上させていくためには、主に、以下の方策の推進が必要。
 - ① **保育士の職業の魅力を広く地域や社会に発信するとともに、養成段階の取組を充実させること**
 - ② **保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを推進するため、働き方改革と業務効率化・業務改善を進め、技能・経験・役割に応じた処遇としつつ、多様で柔軟な働き方を可能とする職場環境を整備していくこと**
 - ③ **保育士資格を有する者と保育所とのマッチングを図るため、保育士・保育所支援センターは関係機関とネットワークを構築すること**
- 本報告書を踏まえ、国や地方自治体、保育団体、養成校団体、保育所等の関係者が、取組を進めていくことが期待される。

2. 具体的な方策

① 保育士の職業の魅力発信・養成の充実

保育士の職業の魅力や専門性を地域や保護者等に発信するとともに、養成段階の取組を充実させる。

(具体的な取組)

- **保育所を「開く」、保育参加を呼びかける**
・保護者や地域の住民等に保育所を積極的に開く(職場体験・ボランティア等)
・保護者に保育参加を呼びかけ、保育現場の日常、子育ての楽しさ、奥深さを知ってもらう
- **関係機関の連携による保育の魅力発信**
・保育の魅力を発信する基盤の構築の検討
・HPやSNS、漫画等を活用し、国、養成校、保育団体等が連携して、魅力を発信
- **養成校における教育の充実と質の向上**
・養成校と保育所双方の実習担当者の共通研修等を実施
・保育現場との協働により、教育の質の向上
・卒業生の横のつながりの強化・保育士のコミュニティ作りのサポート

② 生涯働ける魅力ある職場づくり

働き方改革と業務効率化・業務改善を両輪として行い、保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりや、やりがいに見合った職場づくりを推進する。

(具体的な取組)

- **保育所における働き方改革の推進**
・産休・育休後のキャリアパスの明確化や多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備、技能・経験・役割に応じた処遇となるよう、労務管理の専門家による支援や働き方に関する研修会の開催等による支援
・財源確保と併せて、引き続き処遇改善の検討
- **ICT等による業務効率化と業務改善の推進**
・作成書類の在り方を踏まえたICT化、保育補助者等の活用のガイドラインの策定、研修による普及
・ICT等の活用に係る研究の推進
- **ノンコンタクトタイムの確保、保育の質の向上等**
・ノンコンタクトタイムを確保し、保育の振り返り等を行う
・オンライン研修の推進、公開保育等の推進
・保育士が外部人材に相談しやすい環境整備
・シニア人材の活用の推進

③ 保育士資格保有者と保育所のマッチング

保育士・保育所支援センター(保・保センター)が関係団体等と連携して、ネットワークを構築し、機能強化を図る。

(具体的な取組)

- **保・保センターの機能強化**
・ハローワーク、養成校や保育団体とのネットワークの構築
・学生等の資格取得支援や現役保育士の就業継続支援の実施
・センターの好事例の収集、周知
- **保・保センターへの登録の推進**
・センターの認知度向上
・離職時の住所等の登録の努力義務化を含む、「潜在保育士」の把握方法の検討
- **その他**
・保育士試験合格者に対する実習の推進
・民間職業紹介事業者に対する規制や取組について、保育所関係者へ周知

4. 保育の質の確保・向上

改定後の保育所保育指針について

- 第1章～第5章で構成。保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- 厚生労働大臣告示（平成29年3月31日告示、平成30年4月1日適用）

第1章 総則

- 保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていることも踏まえ、「4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」を定めるなど、保育所保育の基本となる考え方について記載。
1. 保育所保育に関する基本原則
 2. 養護に関する基本的事項
 3. 保育の計画及び評価
 4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

- 乳児、3歳未満児、3歳以上児の保育について、それぞれ、ねらい及び内容を記載。
 - 特に、3歳以上児の保育について、幼稚園、認定こども園との整合性を確保。
1. 乳児保育に関わるねらい及び内容
 - ※「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」という視点から記載
 2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
 - ※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
 3. 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容
 - ※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
 4. 保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

- 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等について記載。
1. 子どもの健康支援
 2. 食育の推進
 3. 環境及び衛生管理並びに安全管理
 4. 災害への備え

第4章 子育て支援

- 保護者と連携して「子どもの育ち」を支えることを基本として、保育所が行う子育て支援の役割等について記載。
1. 保育所における子育て支援に関する基本的事項
 2. 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
 3. 地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

- 職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスを見据えた研修機会の充実なども含め記載。
1. 職員の資質向上に関する基本的事項
 2. 施設長の責務
 3. 職員の研修等
 4. 研修の実施体制等

「保育士養成課程等の見直しについて（検討の整理）」（概要）

（2017（平成29）年12月4日 保育士養成課程等検討会）

1. 見直しの背景等

- 保育を取り巻く社会情勢の変化、保育所保育指針の改定等を踏まえ、より実践力のある保育士の養成に向けて、保育士養成課程^(※)等の見直しについて検討。（主な検討事項は、以下のとおり）
（1）保育士養成課程を構成する教科目（名称、教授内容等）
（2）養成課程の見直しに伴う保育士試験の科目（試験科目の名称、対応する養成課程の教科目、出題範囲等）

（主な社会情勢の変化） ・ 「子ども・子育て支援新制度」の施行（2015年4月）
・ 保育所等利用児童数の増加（1・2歳児保育所等利用率：31.0%（2011年）→45.7%（2017年））
・ 子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加（59,919件（2011年）→122,575件（2016年））
- 2018（平成30）年4月27日付けで関係告示・省令・通知を改正し、**2019年度より適用（保育士試験は、2020年度より）**

2. 見直しの方向性

（1）保育士養成課程を構成する教科目

- ① 乳児保育^(※)の充実（※3歳未満児を念頭） → 基礎的事項の理解を深めるため、演習科目に加え、**講義科目の新設**
- ② 幼児教育の実践力の向上 → **計画と評価**や**生活と遊びの援助**に関する**内容の充実**
- ③ 「養護」の視点重視 → **養護**に関する教科目の**内容の再編・充実**
- ④ 子どもの育ちや家庭支援の充実 → 保育の専門性を活かした**子ども家庭支援**に関する教科目の**内容の再編・充実**
- ⑤ 社会的養護や障害児保育の充実 → 今日的な課題を踏まえた、**実践的な支援**に関する**内容の充実**
- ⑥ 保育者としての資質・専門性の向上 → 保育の専門職としてのキャリアパスを見据えた**専門性向上の重要性の明示**
※各保育士養成施設には、習得すべき内容が過度にならないよう配慮しつつ、教科目全体を体系化し、創意工夫により効果的・効率的な教育の実施を期待。

（2）養成課程の見直しに伴う保育士試験の科目

- ① 試験科目の名称変更 『**児童家庭福祉**』⇒『**子ども家庭福祉**』
 - ② 各試験科目に対応する養成課程の教科目の変更
『保育原理』（「乳児保育」「保育相談支援」等）⇒「乳児保育Ⅰ」「乳児保育Ⅱ」「子育て支援」等
『保育実習理論』（「保育の表現技術」等）⇒「保育内容の理解と方法」「保育者論」「保育の計画と評価」等
- ※ 各試験科目の出題範囲については、対応する養成課程の各教科目に係る教授内容等の見直し内容を踏まえ、見直し。
※ 保育士資格取得に係る特例措置（幼稚園教諭免許状所有者、福祉系国家資格所有者等）についても、今回の見直し内容を反映。

「保育所における感染症対策ガイドライン」の概要

<目 的>

保育所保育指針に基づき、保育所における子どもの健康と安全の確保に資するよう、乳幼児期の特性を踏まえた感染症対策の基本を示し、保育士等が医療関係者や関係機関と連携し、感染症対策に取り組む際に活用する。

1. 感染症に関する基本的事項

・乳幼児及び保育所の特性、感染症の発生要因を踏まえ、個人と集団の健康確保の観点から行う感染症対策の基本

- (1) 感染症とその三大要因
- (2) 保育所における感染症対策
- (3) 学校における感染症対策

2. 感染症の予防

・感染者への対応、各感染経路の特徴と対策、予防接種の基本的事項、日常的な衛生管理の具体的方法等

- (1) 感染予防
 - ア) 感染源対策 イ) 感染経路別対策
 - ウ) 感受性対策（予防接種等） エ) 健康教育
- (2) 衛生管理
 - ア) 施設内外の衛生管理 イ) 職員の衛生管理

3. 感染症の疑い時・発生時の対応

・感染症の早期発見、発生時の処置、家庭や地域との連携、罹患後の登園再開に係る基本的考え方と具体的手順等

- (1) 感染症の疑いのある子どもへの対応
- (2) 感染症発生時の対応
- (3) 罹患した子どもが登園する際の対応

4. 感染症対策の実施体制

・保育所内の組織的取組、保健所等の関係機関との連携等、保育所内外における実施体制整備の重要性

- (1) 記録の重要性
- (2) 医療関係者の役割等
 - ア) 嘱託医の役割と責務 イ) 看護師等の役割と責務
- (3) 関係機関との連携 (4) 関連情報の共有と活用
- (5) 子どもの健康支援の充実

別添 1 具体的な感染症と主な対策(特に注意すべき感染症)	(感染症ごとの症状、予防・治療方法、感染拡大防止策、罹患したこどもの登園のめやす等)
別添 2 保育所における消毒の種類と方法	(消毒薬の種類・用途及び希釈方法等)
別添 3 子どもの病気～症状に合わせた対応～	(発熱や嘔吐等、症状に応じた具体的な対応方法や留意事項等)
別添 4 医師の意見書及び保護者の登園届	(罹患後の登園再開に関する基本的考え方を踏まえた書類の参考様式等)
参 考 感染症対策に資する公表情報	(感染症対策に資する公表情報のURL)
関係法令等	(保育所保育指針、学校保健安全法、感染症法等)

- ・2018年 3月 「保育所における感染症対策ガイドライン」(2009年作成、2012年改訂)を改訂
- ・2021年 8月 一部改訂(同年10月・11月一部修正)(予防接種、麻しん・風しんに関する特定感染症予防指針の一部改正、新型コロナウイルスコラム、新規事業承認(消毒薬関係)の修正・追記)
- ・2022年10月 一部改訂(予防接種、衛生管理に関する参考情報及び新型コロナウイルス感染症に関する情報等に関する記載の修正・追記)
- ・2023年 5月 一部改訂(新型コロナウイルス感染症の「登園のめやす」の設定、新型コロナウイルス感染症に関する情報の更新等)

保育所における感染症対策ガイドライン一部改訂概要 令和5年5月

1. 新型コロナウイルス感染症の「登園のめやす」の設定（ガイドラインp.3～、p.42～、p.82～）

- ・「学校における感染症対策」の記載内容更新（学校保健安全法施行規則改正内容を反映）
- ・「別添1 具体的な感染症と主な対策」に新型コロナウイルス感染症を追加し、「登園のめやす」を記載
【新型コロナウイルス感染症の登園のめやす】
発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること
※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
- ・「別添4 医師の記入する意見書」に新型コロナウイルス感染症を追加

2. 新型コロナウイルス感染症に関する情報の更新：コラム等の修正・追記

- ・「感染経路別対策」に新型コロナウイルス感染症を追記
- ・5類移行に伴う基本的な感染対策の見直しを踏まえた、新型コロナウイルス感染症に関するコラムの記載修正・追加

3. その他 時点更新

- ・「図5 予防接種スケジュール」の更新
- ・「表2 日本において小児への接種可能な主なワクチンの種類」の更新

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」の概要

<目 的>

保育所保育指針に基づき、保育所における子どもの健康と安全の確保に資するよう、乳幼児期の特性を踏まえたアレルギー対応の基本を示し、保育士等の職員が医療関係者や関係機関との連携の下、各保育所においてアレルギー対応に取り組む際に活用する。

第Ⅰ部：基本編

1. 保育所におけるアレルギー対応の基本

○ 乳幼児期のアレルギー疾患、保育所における対応の基本原則、生活管理指導表の活用、緊急時の対応（「エピペン[®]」使用）等

- (1) アレルギー疾患とは
- (2) 保育所における基本的なアレルギー対応
 - ア) 基本原則 イ) 生活管理指導表の活用
 - ウ) 主な疾患の特徴と保育所の対応の基本
- (3) 緊急時の対応
(アナフィラキシーが起こったとき（「エピペン[®]」使用））

2. アレルギー疾患対策の実施体制

○ 記録の重要性（事故防止の取組）、災害への備え、保育所内外の関係者の役割、関係機関との連携・情報共有 等

- (1) 保育所における各職員の役割
 - ア) 施設長（管理者） イ) 保育士
 - ウ) 調理担当者 エ) 看護師 オ) 栄養士
- (2) 関係者の役割と関係機関との連携
 - ア) 医療関係者の役割
 - イ) 行政の役割と関係機関との連携

3. 食物アレルギーへの対応

○ 原因食品の完全除去による対応（安全を最優先）、誤食の発生要因と対応、食育活動と誤食との関係 等

- (1) 保育所における食事提供の原則
(除去食の考え方等)
 - ・組織的対応、完全除去、安全配慮
- (2) 誤食の防止
 - ・誤食の発生要因と対応
 - ・食育活動と誤食との関係

第Ⅱ部：実践編（生活管理指導表に基づく対応の解説）

※生活管理指導表：保育所におけるアレルギー対応に関する、子どもを中心に据えた、医師と保護者、保育所の重要な“コミュニケーションツール”

○ 乳幼児がかかりやすい代表的なアレルギー疾患ごとに、概要（特徴、原因、症状、治療）を明記した上で、「生活管理指導表」に基づく適切な対応に資するよう、「病型・治療」欄の解説、「保育所での生活上の留意点」に求められる具体的な対応を解説。

- (1) 食物アレルギー・アナフィラキシー (2) 気管支ぜん息 (3) アトピー性皮膚炎 (4) アレルギー性結膜炎 (5) アレルギー性鼻炎

参考様式

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（アレルギー疾患を有する子どもへの対応に関する医師の診断指示を記載）
緊急時個別対応票（アナフィラキシー発症等、緊急時対応のための事前確認及び対応時の記録）
除去解除申請書（食物アレルギーの除去食対応における解除申請の書類）

参考情報

アレルギー疾患対策に資する公表情報（関連する公表情報のURL）

関係法令等

保育所保育指針、アレルギー疾患対策基本法、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な方針 等

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会

1. 目的

- **保育所等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うもの**であり、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す保育の機会を保障するためには、**保育所等を整備するとともに、保育の質を確保・向上させていくことが重要**。
- 2018（平成30）年4月から改定保育所保育指針が適用されたことなどを踏まえ、**改定後の保育指針に基づく保育所等の特性を踏まえた保育の質の確保・向上**を図るため、学識経験者等に参集を求め、具体的な方策等を検討。

2. 検討経過

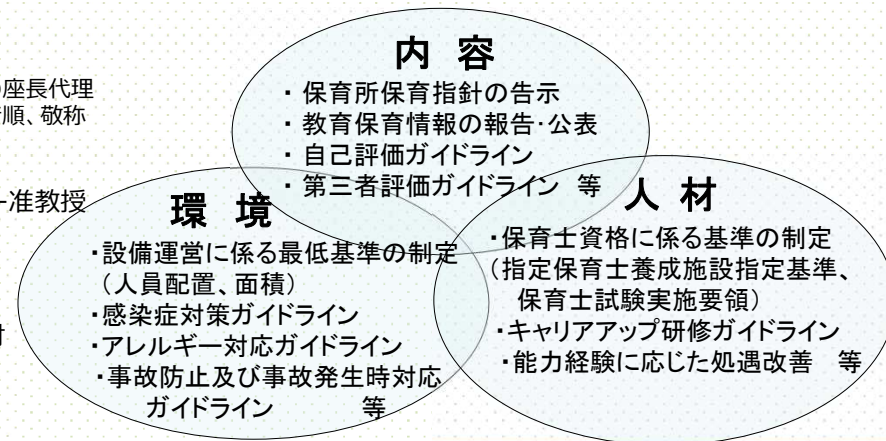
- **保育の質に関しては、主に「内容」「環境」「人材」の3つの観点**が考えられるところ、上記目的を踏まえ、保育の質を支える「環境」や「人材」に係る取組などを広く視野に入れつつ、改定指針を踏まえた「保育所における自己評価ガイドライン」の見直しなど、**主として保育の「内容」面から、幅広く多角的に保育の質の確保・向上に資する方策等を検討**。
- **2018（平成30）年5月以降、計10回の検討会を開催し、2020（令和2）年6月26日に議論のとりまとめを行った。**

（構成員）

- 大豆生田 啓友 玉川大学教育学部教授 ◎座長、○座長代理
古賀 松香 京都教育大学教育学部准教授 (五十音順、敬称略)
- ◎ 汐見 稔幸 東京大学名誉教授・白梅学園大学前学長
野澤 祥子 東京大学大学院発達保育実践政策学センター准教授
普光院 亜紀 保育園を考える親の会代表
松井 剛太 香川大学教育学部准教授

（オブザーバー）

内閣府 子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付
文部科学省 初等中等教育局幼児教育課



本検討会の開催経緯

2018年5月 第1回
)
 第5回
 ・構成員による発表
 ・関係者ヒアリング
 事業者（公立・民間）
 自治体（県・特別区）
 保育関係団体

2018年9月 第6回 中間的な論点の整理

2019年5月 第7回 各取組等の成果報告

諸外国における保育の質の捉え方・示し方に関する研究会報告書
 （諸外国における保育の質をめぐる動向について）

子どもを中心に保育の実践を考える
 ～保育所保育指針に基づく保育の質向上に向けた実践事例集～

2020年1月 第8回
 ・各取組等の成果報告
 ・OECD国際幼児教育・保育従事者
 調査結果概要（一部）報告

保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）

保育をもっと楽しく 保育所における自己評価ガイドラインハンドブック

2020年5月 第9回 各取組等の成果報告

保育所等における保育の質に関する基本的な考え方等
 （総論的事項）に関する研究会報告書

（日本における保育所保育の歩み及び子どもとその育ちの捉え方について）

2020年6月 第10回 議論のとりまとめ

本検討会に関連して実施した取組・調査・研究等

- 諸外国における保育の質の捉え方・示し方に関する研究会
- 保育の質向上に関する取組の実施状況等調査
 （都道府県・指定都市・中核市を対象とした質問紙調査）
- 【作業チーム】
- 保育所における保育の質向上に関する取組の実践事例集作成
- 「保育所における自己評価ガイドライン」の見直し・改訂版試案作成

- 保育所等における保育の質に関する基本的な考え方等（総論的事項）に関する研究会
- 自己評価ガイドライン改訂版試案を用いた試行検証・同ガイドライン活用のためのハンドブック作成

議事録・資料（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kodomo_554389.html

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会 議論のとりまとめ【概要】

2020（令和2）年6月26日

1. 保育所等における保育の質の基本的な考え方

我が国の保育所保育の特色
(遊びの重視・一人一人に応じた関わりや配慮・子ども相互の育ち合い等)

保育の現場において求められること
(保育所保育指針の理解と実践、職員間の連携・協働やマネジメント等)

保育の質は、子どもが得られる経験の豊かさ、それを支える保育の実践や人的・物的環境など、多層的で多様な要素により成り立つ。
(保育の質を捉えるに当たり、「子どもにとってどうか」という視点を基本とする。一定の水準で保障すべき質と実践の中で意味や可能性を追求していく質の両面がある。様々な文脈や関係性を考慮することに留意)

2. 保育実践の質の確保・向上に向けた取組のあり方

保育の質の確保・向上に向けた取組が実効性あるものとなるよう、関係者が共通理解を持って主体的・継続的・協同的に改善・充実を図ることが重要。

① 保育所保育指針を共通の基盤とした取組

- 評価・研修等様々な取組を、関係者間で理解を共有し一貫性をもって実施

② 組織及び地域全体での取組

- 保育士一人一人の主体的・継続的な参画と、そのための職場の環境づくり
- 地域において、各現場のリーダー層や職員が互いに学び合う関係の形成

③ 多様な視点を得る「開かれた」取組

- 現場間で保育士等が互いに保育を見合い対話する機会の充実・促進
- 保育に関する様々な立場からの多面的・多角的な検討の実施・普及

④ 地域における支援人材の確保・育成

- 現場を支持的・協同的に支援し、地域的な取組の中核を担う人材の配置

⑤ 地域の取組と全国的な取組の連動

- 現場の保育士等と地域の学識経験者等が協同的に関わる取組の実施
- 各地の事例や意見等を全国的に検討・協議する仕組みの構築

3. 今後の展望

今後、保育の質の確保・向上に向けた一連の取組を進めるに当たっては、国や地方自治体において、以下の施策を行うことが重要。

- 保育所保育に関する理解を広く促進するための周知・啓発 ● 「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」に基づく保育内容等の評価の充実
- 地域におけるネットワークの構築推進 ● キャリアアップ研修等、保育士等の資質・専門性向上の機会の確保・充実 ● 関係者間の情報共有・意見交換の場づくり

※ 今後検討すべき事項として挙げられた「3歳未満児の保育」「移行期の保育と接続」「特別な配慮を必要とする子どもの保育」「保護者に対する子育て支援」に関しては、調査研究と実践を連動させながら継続的に情報共有や理解促進を図る。

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会
「議論のとりまとめ」を踏まえて今後求められること

保育の現場

【主な取組】

- 「**保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）**」を活用した保育内容等の評価の充実
- 多様な関係者（保護者・地域住民・他園の職員・専門家など）が関与・参画する、**開かれた評価・研修**
- 保護者等にもわかりやすい**評価結果の公表**など、自園の保育や様々な取組の「見える化」と情報発信
- 保育士等一人一人の主体性を尊重し、職員間の対話を促す**職場の環境づくり（マネジメント）**
- 地域における、研修・公開保育等を通じた他の現場や専門家との**情報共有と学び合いの場づくり**

自治体

【主な施策】

- **各現場・保育団体・保育士養成施設等**との緊密な連携による**キャリアアップ研修等の機会の確保**
- 地域における保育・幼児教育関係者の**ネットワーク構築と協議の場づくりの支援**
- 現場の実践を支援する**人材の育成・配置**

※ 国では今後、地方自治体と連携しながら、保育所保育について広く理解が浸透し各現場・地域で取組が促進されるよう、以下の事業を実施予定：

- ・「**保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）**」説明会・研修会
- ・保育実践に関する全国的な協議（仮称：中央セミナー）
- ・保育所保育に関するリーフレット作成
- ・「**保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業**」を活用した、支援人材の配置及び地域のネットワーク構築支援

子どもを中心に保育の実践を考える

～保育所保育指針に基づく保育の質向上に向けた実践事例集～

2019（令和元）年6月

厚生労働省

目 次

本事例集の活用にあたって

【基本編】 自園の保育を捉え直す ～子どもを中心とした視点から～

【事例編】 保育の各現場における課題に応じた取組の事例

① 対話的な職場風土づくりのための工夫を活かす

事例1：日々の対話を大切にする協働的なリーダーシップ

事例2：それぞれの良さが引き出される職場風土

事例3：行事の見直しを通して、職員間で対話を繰り返す

事例4：担当保育士との関わりを中心とした保育の実践

② 記録や計画、発信物の工夫を活かす

事例5：記録の作成と対話を通して保育を振り返る

事例6：記録から丁寧に子どもの姿を読み取り、同僚や保護者と共有する

③ 園内外の研修を活かす

事例7：事例や写真などを用いた保育の質の向上につながる園内研修

事例8：公開保育や研修での学びを踏まえた園内研修と保育の見直し

事例9：外部研修での学びを園内研修に取り入れ保育環境の改善に活かす

事例10：公開保育を通して次の保育につながる新たな気づきや発見を得る

④ 環境構成の工夫を活かす

事例11：子どもの主体性を尊重する保育を目指し、環境構成を工夫する

事例12：目的やイメージを共有する園庭づくり

⑤ 保護者や地域の人々との連携を活かす

事例13：保育を丁寧に伝える工夫と保護者の保育への参加

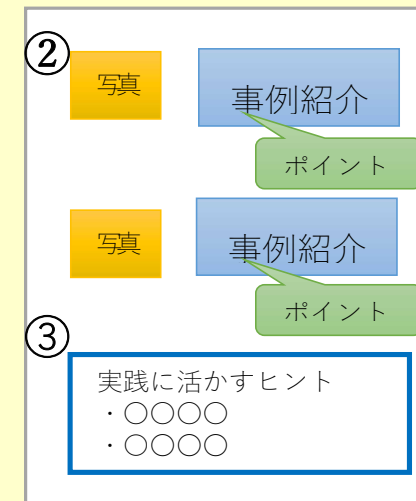
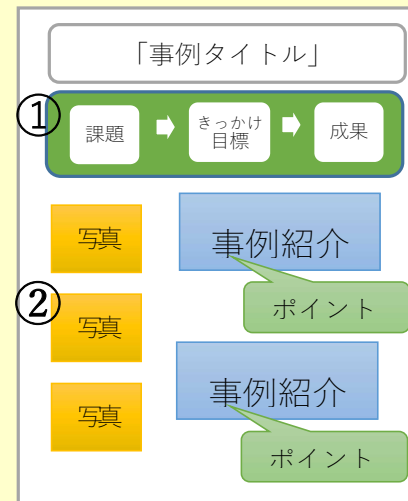
事例14：子どもの遊びや活動の実現のために、
保護者や地域の人々との連携を活かす

保育の質の検討会で発表された様々な保育の現場における取組事例を、「中間的な論点の整理」において示された検討事項に関連づけて集約・整理。

【本編における事例について】

○ ページ構成（それぞれの事例は見開き 1 ページで紹介しています）

- ① 事例の概要
（課題→きっかけ・目標→成果）
- ② 取組の状況及びポイント
（写真等・文章）
- ③ 事例を自園の実践に
活かすためのヒント



○留意点

本編で紹介する事例は、「こうすべき」という目標や理想を示すものという位置づけではなく、同じような課題を感じている保育所等において実践のヒントとなるよう、取組の方向性や具体的なポイントを示すものです。

【事例3】行事の見直しを通して、職員間で対話を繰り返す

この事例のポイント

- ・行事の練習だけでは遊びが展開しない
- ・練習を嫌がる子どもがいる

子ども主体の行事のあり方について職員間で語り合う

職員同士が対話的に保育を進める中で、子どもが主体的に取り組める行事となる

職員間の共通理解を図りながら行事の目的を捉えなおすと共に、子どもの意見を聞きながら行事を作り上げることを通して、子ども主体の保育について職員の対話が深まっていった事例です



大人が作る衣装と裏付けのお遊戯



子どもたちが運動会に向けて話し合う



大人主導だった以前の運動会

以前の運動会は、9月に開催し、0～5歳児全員が参加していました。マーチングやお遊戯など、保護者が見て満足できるような種目が多く、8月の暑い中、外で毎日同じ練習を繰り返して行っていました。午前中は運動会練習の後にプール遊び、午後から室内で個別練習を行っていたため、遊ぶ時間が少なく、夏ならではの遊びがうまく展開しませんでした。また、練習が嫌になったり、うまく踊れない子は登園したくなくなるなどの課題がありました。

運動会が子どもの負担になっている、子どものための運動会になっていないなどの課題を取り上げることから、保育の見直しが始まっています。

ポイント

行事の見直しについて時間をかけて話し合う

園の保育方針である「自ら考え行動することのできる子ども」を育てるためには、子ども主体の保育が必要であり、『今までの運動会のやり方は、本当に子どものためになっているか』について、職員同士で話し合いました。しかし、「子どもたちは毎年一生懸命取り組んでいるから今まで通りで良い」「子どもたちが作ると内容にまとまりがなくなり、保護者からのクレームがあるのではないか」「子どもは練習を嫌んで保護者に頼ってもらうことで認められ、喜びを感じている」といった意見が出るなど、なかなか改善が進みませんでした。こういった状況の中、子どもたちも含め、お互いの意見や主張に耳を傾け話し合いを重ねていった結果、3年目には、運動会のための遊戯を保育士が決めて行うのではなく、普段の遊びの延長が表現できるような運動会にしようとする。「子どもの練習の負担を減らす、内容は子どもたちの興味のあるものにしよう」との結論に至りました。

「保育方針を踏まえた行事に」という提案が出されてから、保育士と子どもが様々な思いを出し合いながら、時間をかけて丁寧に話し合っています。

ポイント



子どもが好きな場所を選んで体操



子どもが衣装のイメージから裏付けを考えた

子どもが主体的に考え作る運動会に

体調への考慮や夏の遊びが十分にできるように、運動会の実施時期を9月から7月に変更し、参加するのは2歳児以上にしました。運動会の実施にあたっては、子どもが主体的に取り組めるよう、以下のような工夫をしました。

- ・衣装を子どもたちが作ることを通して、自分の役になりきり、イメージを膨らませるとともに、振付も子ども自身が作り上げていく
- ・クラスごとに並んで準備体操をしていたが、思い通りに身体を動かすことを大切にしよう、見本を中央に配置し、子どもたちは好きな場所で体操ができるようにする
- ・2、3歳児のプログラムは、決まった振付の体操ではなく、障害走に加えて3匹の子ブタを題材にした家（わら・木・レンガ）に逃げ込む、遊びの要素が高い種目に、練習日から本番日まで、逃げ込む家を毎回子ども自身が遊び、身体を動かす楽しさが継続するようにした
- ・4、5歳児が行う「バルーン」では、クラスでの話し合いで、流行っていた妖怪をテーマに、各自が好きな妖怪の衣装を作り、曲からイメージした振り付けを相談していく

運動会までの過程で、子どもが自分たちで選んだり考えたりしながら取り組む経験ができる内容に変わっています。

ポイント



子どもが考え遊ぶ経験ができる種目へ

運動会・夏の遊びの充実とこれからの課題

子どもたちが毎日アイデアを出し、保育士も話し合いに入って作り上げる運動会になったことで、プールなど夏の遊びが十分に楽しむことが出来るようになりました。

しかしながらまだ課題もあります。「マーチング」は、子どもの負担とならないよう簡単な内容にしているものの、見栄えや保育士の達成感優先になっていないか、子どもにとって本当に必要なプログラムなのか、を考え続けています。また、子どもたちと一緒に準備をするため、行事準備の作業時間は短くなったが、空いた時間をどのように保育士間の話し合いの時間として有効活用していくかについても考える必要があります。

一度に改善するのではなく、できることから改善すること、改善したあとも見直ししていくことが大切です。

ポイント

実践に活かすためのヒント

- 「子どものための行事とは？」「行事に向けた取組の過程も本番当日も、子どもが主体的に取り組める内容とは？」「毎年行っている種目はどのような経験につながるのだろう」といった視点で行事を見直してみることが、子どもの経験の充実や、園の理念や方針の共有・確認につながります。
- 行事を見直す過程では、職員間での話し合いや保護者への説明を繰り返し丁寧に行うことが大切です。

「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」の概要

<目 的>

保育所保育指針に基づき、保育所における保育内容等の評価による保育の改善に資するよう、保育所保育の特性を踏まえた保育内容等の自己評価の基本を示し、各保育所が、保育内容等の評価に取り組む際に活用する。

1 保育内容等の評価の基本的な考え方

- ・ 保育所保育指針に基づく「保育内容等の評価」について、目的と意義・対象・主体・全体像など、基本的な考え方について記載
 - (1) 保育所保育指針に基づく保育内容等の評価
 - (2) 保育内容等の評価の目的と意義
 - (3) 保育内容等の評価の全体像と多様な視点の活用

2 保育士等による保育内容等の自己評価

- ・ 保育士等が子どもの理解を踏まえ自らの保育の計画と実践について行う評価の基本的な流れと内容について記載
 - (1) 保育士等が行う保育内容等の自己評価の流れ
 - (2) 保育における子どもの理解
 - (3) 保育の計画と実践の振り返り
 - (4) 保育の改善・充実に向けた検討

3 保育所による保育内容等の自己評価

- ・ 保育所が、全職員の共通理解の下で組織として取り組む自己評価に関して、基本的な流れと内容について記載
 - (1) 保育所が組織として行う保育内容等の自己評価の流れ
 - (2) 評価の観点・項目の設定
 - (3) 現状・課題の把握と共有
 - (4) 保育の改善・充実に向けた検討

4 保育所における保育内容等の自己評価の展開

- ・ 保育士等の自己評価とそれを踏まえた保育所の自己評価の取組の進め方、効果的・効率的な評価の実施のための留意や工夫等について記載
 - (1) 保育の記録とその活用
 - (2) 保育所における取組の進め方
 - (3) 自己評価の方法とその特徴
 - (4) 自己評価に当たって考慮すべき事項

5 保育内容等の自己評価に関する結果の公表

- ・ 保育内容等の自己評価に関する結果の公表について、その意義・方法の例、公表に当たっての留意事項等について記載
 - (1) 自己評価の結果を公表する意義
 - (2) 自己評価の結果の公表方法
 - (3) 自己評価の結果の公表に当たって留意すべき事項

別添：保育内容等の自己評価の観点（例）、関係法令等

『保育をもっと楽しく』 保育所における自己評価ガイドラインハンドブックの概要

- 保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）の活用にあたって、各保育所が自己評価の取組を行う際の具体的な留意点や工夫例について、ガイドラインの改訂内容の検討にあたって保育の現場から得られた知見等を踏まえ記載。

1 未来の保育実践を 考えるための「評価」



2 自己評価の実施に当たって 大切にしたいこと

日々の保育に**手応え**
が生まれ、保育がよ
り楽しくなる評価に



自己評価の基盤となる
「子どもの理解」

互いに**肯定的な理解**
と**評価**ができる
職場の環境づくり

3 取組を進めていく際のポイント

明日の保育に向けた
日常的な記録・計画
の活用



既存の評価項目を
用いる際の
留意点と工夫



会議や
ミーティングの
工夫

園長・主任の
役割



保護者や地域
との連携

園内・外部研修
や評価などの
活用



保育実践充実推進のための中央セミナー（令和4年度）

（1）趣旨

- 全国的な保育の質の確保・向上に向け、各地域において保育内容に関する現場への指導・支援を担当する者（保育指導職）等に参集を求め、保育所保育指針等に基づく実践上の諸課題や各現場・地域における多様な取組とその成果等について協議し、保育実践の一層の充実を図るもの。

※本セミナーは、「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」の議論のとりまとめ（令和2年6月26日）において、保育実践の質の確保・向上に向けた取組のあり方として、地域の取組と全国的な取組の連動の重要性が示されるとともに、今後の展望として、「国において、関係者間で情報共有や意見交換を行う場・機会をつくること」が求められたことから、令和2年度より実施している

（2）開催概要

- 開催日時 令和4年12月8日（木）＜全体会＞、15日（木）＜分科会＞ ※オンライン開催
 - 対象者 自治体において保育内容に関する指導・支援を担当する者（保育指導職）
※自治体の保育担当部局職員のほか、保育所施設長、指定保育士養成施設教員等も対象に含む
 - プログラム
 - 1日目 全体会 ①主催者挨拶（保育課長） ②行政説明（保育課） ③シンポジウム「幼児期の子どもの教育・保育の基本、小学校教育との円滑な接続」（内閣府・文科省との合同企画）
 - 2日目 分科会（ア）保育内容等の自己評価（イ）小学校教育との接続（ウ）障害児の保育（エ）低年齢児の保育（オ）子育て支援
- ＜各分科会の流れ＞ ①基調報告（事例発表含む） ②班別協議※@6～7名 ③講評 ④全分科会総括
- 募集定員 都道府県 各7(4)名／指定都市 各5(4)名／中核市 各4(3)名／市区町村 各3(2)名
※カッコ内は分科会申し込み定員
 - 参加者数 全体会 416名 分科会 191名（ア:37 イ:71 ウ:31 エ:23 オ:29） 138自治体から参加
※R3年度は、全体会 271名、分科会 152名が参加

令和5年度 保育実践充実推進のための 中央セミナー

令和5年
12/6(水)
7(木)
2日間

このたび、こども家庭庁成育局成育基盤企画課では、全国の自治体で保育所等への保育内容の指導・支援を担当されている方などを対象に、標記セミナーを開催します。本セミナーは令和2年度からスタートし今回で4回目となり、毎回充実したプログラムにより満足度も高く大変好評を博しております。

本年度も地域において保育実践のさらなる充実に向けた取組を推進していくことに役立てていただけるよう、国の保育施策に関する最近の動向をお伝えするとともに、学識経験者等による講演や事例の紹介等をもとに、各地の様々な実情や取組について、参加者間で意見や情報の交換を行っていただくことを予定しています。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

開催方法 参集型(会場:東京都新宿区を予定)と
ZOOMによるライブ配信(ハイブリッド開催)

※参加者ごとに希望の参加方法を選択できます。(今後の状況によって変更する場合があります)
また、後日オンデマンド配信を予定しています。

対象者 地域において現場への保育内容に関する指導・支援を担当する者

※自治体(都道府県・市区町村)の保育指導員 等
※併し、参加者の中に、教育委員会担当者、管下市区町村担当者、地域における保育実践の質の確保・向上に関する取組を中核的に担っている保育所施設長、指定保育士養成施設の教員等が含まれていても差し支えありません。

参加申し込み 都道府県・市区町村の推薦による

※募集人数・参加登録方法等については本年秋頃に別途ご案内いたします。

プログラム内容(予定)

分科会共通テーマ(予定)

「保育におけるこどもの人権への配慮と一人一人の人格の尊重」

	午前	午後
1日目 (6日)	[全体会] 開会式 ・基調講演	[分科会] 参集型 ・分科会(ア) 保育の振り返りを通じた実践の向上(保育内容等の自己評価) ・分科会(イ) 開かれた組織づくり ・分科会(ウ) 地域内の現場同士の学びあいの体制づくり
2日目 (7日)	[全体会] 参集型 ・分科会(エ) こどもの姿の共有を通じた家庭との連携と子育て支援	[全体会] 参集型 ・文部科学省・こども家庭庁 合同シンポジウム

主催：こども家庭庁

裏面もご覧ください

令和5年度 保育実践充実推進のための中央セミナー 目的と3つのポイント

本セミナーは、厚生労働省「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」の議論のとりまとめ(令和2年6月)において、保育の質の確保・向上に向けて「地域の取組と全国的な取組の連動」「関係者間で情報共有や意見交換を行う場・機会をつくること」の重要性が示されたことなどを踏まえ、令和2年度より開催されています。

1 情報を得る・理解を深める



保育所保育について、参加者がさらに理解を深めることに資するよう、最近の保育施策や保育をめぐる様々な課題に関する専門的知見等を説明・解説します。

2 現状を把握し、さらなる充実のための参考に



各参加者が自分の地域の現状や強み・課題を改めて振り返り、現場への指導・支援や取組等をより充実させていくためのアイデアや手がかりを得られるよう、各地の様々な取組の事例について、経験や継続のコツに焦点をあてて紹介します。

3 ネットワークをつくる・広げる



全国の様々な地域の間で保育実践の質の向上に係る情報の交換・共有を図るとともに、地域の関係者間で保育実践について語り合うことのできる機会や場をつくっていくことに活かせるよう、参加者間でのグループ別協議の時間を設けます。

昨年度参加者の声(参加アンケート自由記述より)

これまで現場勤務でしたが、行政に異動してから改めて情報収集の重要性を痛感しております。大変充実した研修を受講させていただきました。できることならば、直接お会いしてお話しできたらと思います。

セミナーの内容はどれも興味深く、園の先生方にも学んでほしいと思うことがたくさんありました。自分自身の学びも深まりました。

全国的な研修会はなかなか参加が難しいが、オンラインによりハードルが下がり、参加できて大変有難い。地域格差をなくすためには是非続けて開催してほしい。

全国の保育に携わる方々との交流が持てたことは、大変刺激になり、振り返りも大変な機会になりました。

セミナー事務局からの連絡や対応が丁寧で、安心して参加することができました。

オンライン研修は参加しやすいが、Zoom等に慣れない現場の職員は準備や当日の参加に不安があった。今回は、分科会、全体会への移行も本部で振り分けていただけたので初心者でも対応しやすく、よかった。

主催：こども家庭庁

運営(お問合せ)：中央セミナー事務局(株式会社協成企画内 88プロモーション)
hoiku2023@bbpro.co.jp TEL:03-3585-0679(平日9:30~12:00、13:00~17:00)

保育所等における在園児の保護者への子育て支援 相談等を通じた個別的な対応を中心に

基本編

1. 保育所等における子育て支援の意義と役割

- (1) 子育てをめぐる保護者の現状と支援のニーズ
- (2) 保育所等における子育て支援の目的と意義
- (3) 地域の中で保育所等に求められる役割

2. 保育所等における子育て支援の基本

- (1) 支援に際しての基本姿勢
- (2) 組織としての体制構築



実践編

1. 日常的なコミュニケーションを通じた支援の基盤づくり

- (1) 日常的なコミュニケーションや働きかけを通じた保護者との関係構築
- (2) 保護者が相談しやすい環境づくり

2. 個別的な支援が必要な家庭への気づき、状況把握

- (1) 子どもや保護者の様子からニーズを察知する視点
- (2) 記録とアセスメントの方法

3. 相談支援の方法

- (1) 個別的支援の始まりに際しての働きかけ、対応
- (2) 関係機関への支援のつなぎ方
- (3) 個別的な支援に対応する際のポイント

4. 相談支援を支える園内の体制

- (1) 職員間の情報共有
- (2) 個別支援にあたる保育士等のサポート
- (3) 支え合う組織づくりを目指して

5. 相談支援を支える園外の体制

- (1) 地域内での情報共有
- (2) 自治体・関係機関・地域の子育て資源等との役割分担、連携
- (3) 関係機関との連携・ネットワーク構築の重要性とその支援
- (4) 関係機関との情報共有の際の情報管理
- (5) 保育士等の資質向上（研修等）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135739_00010.html

【コラム】 理不尽な要求を繰り返す保護者への対応に関する留意点

【資料編】 本資料の用語について・記録ツールの参考例・関係機関や制度・参考資料



「ほいくしょ いち・に・さん」

保護者をはじめ、より広く、多くの方々に

- ・ 保育所はどのようなところか
 - ・ 保育所保育ではどのようなことを大切にしているか
- 知っていただくために作成しました。

<https://www.mhlw.go.jp/hoikusyo123/index.html>

(スマホ版・PC版「保育所123」で検索)



保育所ってどんなところ？

- ・ 地域にあるさまざまな保育のなかでの保育所の位置づけ
- ・ 保育所について
- ・ 保育所の特徴（生きる力の基礎を培う／こどもたちが集団で生活する場／専門性をもった保育士による保育）



保育所が大事にしていることは？

- ・ こどもたちの「今」と「未来」を支えること（こどもは権利の主体／互いを尊重する心を育む）
- ・ 子育ての「パートナー」であること（保護者と育ちの喜びを分かち合う）



こどもたちが幸せに
過ごせる生活の場

- ・ 安心で心地よい居場所として
- ・ 健康と安全を守るために

2 豊かな体験を通して
大きく育つ

- ・ 幼児教育を行う施設として
- ・ 幼児教育で大切にしていること

3 家庭と共に
こどもの育ちを支える

- ・ こどもの育つ姿を共有
- ・ 相談や助言での子育て支援

保育関係の情報

旧厚生労働省HP（今後、順次こども家庭庁HPに移行の予定です）

こども家庭庁ホーム > 政策 > 2. こどもが健やかで安全・安心に成長できる環境の提供 保育 > 関連サイト > [厚生労働省のウェブサイト](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html

3 調査項目

- 「外国籍等の子どもへの保育に関する調査研究」について
 - ・ 保育所等における外国籍等の子どもの保育に関する取組事例集
 - ・ 外国籍等の子どもへの保育に関する取組ポイント集
- 「保育所等における子育て支援の在り方に関する研究会報告書」について
 - ・ 令和3年度 保育所等における子育て支援の在り方に関する研究会報告書
 - ・ 保育所等における在園児の保護者への子育て支援 相談等を通じた個別的な支援を中心に（令和5年3月）

4 保育士と保育士になりたい人へ 保育士が働きやすい職場づくり

- 令和2年度 保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン
- 保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン 業務改善実践に向けた事例集（令和4年3月）

5 保育所保育指針関係

- 保育所保育指針 保育所保育指針解説（いずれも平成30年～）
- 子どもを中心に保育の実践を考える～保育所保育指針に基づく保育の質向上に向けた実践事例集～
- 保育所における食事の提供ガイドライン
- 保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（2023年5月一部改訂）
- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）
- 保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）
- 保育をもっと楽しく 保育所における自己評価ガイドラインハンドブック

6 安心・安全な保育のために

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（内閣府ホームページ）

ほか

幼保連携型認定こども園のパフレット（子ども・子育て本部ＨＰに掲載）

内閣府 幼保連携型認定こども園パンフレット

検索

未来をつくり出す力の
基礎を培うために

幼保連携型認定こども園って
どんなところ？



※ 認定こども園には、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4つの類型があります。そのうち、幼保連携型認定こども園は、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプです。

詳細については裏表紙をご参照ください。

※ 本資料は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて作成していますが、保護者の方などにも幅広く参考としていただくことを想定して作成していることから、国の法令等とは異なる表記も含まれています。



認定こども園の概要など、詳細については、
内閣府ホームページをご覧ください。

認定こども園の概要 

幼保連携型認定こども園教育・保育要領 / 実践事例集 /
保育教諭等のための参考資料など 

子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK 
(平成28年4月改訂版)

内閣府
文部科学省 厚生労働省

一人一人に応じた教育及び保育を展開していくために

～幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育及び保育の質の向上に向けた実践事例集～

内閣府ホームページ掲載(令和2年3月31日付)

目的

認定こども園における教育及び保育並びに子育ての支援の質の向上を図るため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の基本をまとめるとともに、幼保連携型認定こども園の特性から特に配慮が必要な事項について、実践事例と取組において留意すべき内容を記載

構成

【第1章】幼保連携型認定こども園の教育及び保育並びに子育ての支援の基本

○幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、①教育及び保育、②子育ての支援、③教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画、に関する基本的な考え方を記載

【第2章】幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育ての支援の実践事例

○幼保連携型認定こども園の特性から特に配慮が必要な事項について、実践事例と取組において留意すべき内容を記載

幼保連携型認定こども園における保育教諭等のための参考資料 － 園児が心を寄せる環境の構成 －

令和4年3月下旬
公表・発売

概要

幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本となる「**環境を通して行う教育及び保育**」の**基本的な考えや方法などについて解説**するとともに、**実践事例を示す**など、各園における**保育教諭等の園児への指導の参考**とするもの。【内閣府、文部科学省、厚労省】

➢ 認定こども園全ての類型を対象とするほか、幼稚園、保育所においても参考になるもの。



構成

【第1章】「環境を通して行う教育及び保育」の基本的な考え方

1. 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本
2. 「環境の構成」の意義
3. 園児の理解に基づいた評価と小学校教育との接続

➢ 「環境の構成の意義」や「計画的な環境の構成」、「幼保連携型認定こども園における教育及び保育において育みたい資質・能力」など、「環境を通して行う教育及び保育」の基本的な考え方や小学校教育との接続など



【第3章】園児の理解に基づいた「環境を通して行う教育及び保育」の実践事例（13事例）

➢ 園児の体験を豊かにする魅力のある環境の構成、多様な園児が過ごすことに配慮した環境の構成、など13の実践事例を紹介

【第2章】園児の理解に基づいて環境を構成するための具体的な考え方とポイント

1. 環境を構成するための具体的な考え方
2. 園児の理解を基に環境を構成していく際のポイント
3. 多様な園児が過ごすことに配慮した環境の構成

➢ 「園児の理解－指導計画の作成－環境の構成－活動の展開－評価」の循環の中で行われる教育及び保育において、その過程の中で大切にしたいポイントや具体的な手立てなど

➢ 指導計画を基に環境を構成していく際の考え方、保育教諭等が意図をもって環境を構成していくことの大切さや環境の再構成、教材研究などについて具体的に説明するなど、園児の理解に基づいて環境を構成していくための具体的な考え方やポイントなど



※本資料は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針の3つの要領・指針の共通の内容である、満3歳児から5歳児を対象に作成したもの。

☞ 認定こども園等における園児への指導に関して

- 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成29年3月改訂）【内閣府、文科省、厚労省】
- 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育及び保育の質の向上に向けた実践事例集」（令和2年4月）【内閣府】



参考資料

- 保育施設における虐待等の不適切保育に係る対応
- 送迎バスに関する安全管理
- 保育所等における使用済みおむつの処分について
- こども政策の強化

保育施設における虐待等の不適切保育に係る対応

こどもまんなか
こども家庭庁

静岡県裾野市における保育所の事案について

1. 事案の概要

- 裾野市の私立さくら保育園（設置者：社会福祉法人桜愛会）において、不適切な保育が実施されていたことが判明。関与していた3人の保育士は、令和4年12月4日に、静岡県警により暴行の疑いで逮捕。
- 市は令和4年8月に通報を受け、園を指導していたものの、県に報告したのは同年11月下旬。

（不適切な保育の内容）

- ・ ロッカーに入って泣いている園児の顔を携帯電話（個人所有）で撮影
- ・ 園児の頭をバインダーでたたき泣かせる
- ・ 棚に入った園児の足をつかんで引っ張り出し、足をつかみ宙づりにする 等

2. 国における対応

- 厚生労働省としては、令和4年12月7日に事務連絡を発出し、以下の内容について周知・徹底を通知。
 - ①保育所等における虐待の発生防止を改めて徹底すること
 - ②虐待が疑われる事案が発生した場合の行政への速やかな情報提供・相談等
 - ③行政における迅速な事実確認の実施
 - ④保育士の資格の取消についても十分な事実確認の上で適切に対応すること
- ※ ①～③は、令和3年3月にも、「不適切な保育の未然防止や発生時の対応に関する手引き」を作成し、周知・徹底を依頼
- また、今後の対応に活かすため、保育施設における虐待等の不適切な保育の実態や、通報等があった場合の市町村等における対応や体制についての全国的な実態調査を令和4年12月27日から令和5年2月3日にかけて実施。

昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について

- 昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について、次の2点を基本的な考え方として、進めていくこととする。
 - ① こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるようにすること
 - ② 保育所等、保育士等の皆様が日々の保育実践において安心して保育を担っていただくこと
- 具体的には、下記3点の対応を行う（5/12付でこども家庭庁・文部科学省連名の通知を発出）。

① 虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの策定

今まで必ずしも明確ではなかった「不適切な保育」の考え方を明確化するとともに、保育所等、自治体等に求められることを整理したガイドラインを策定。

② 児童福祉法の改正による制度的対応の検討

保育所等における虐待等への対応として児童福祉法の改正による制度的対応を検討。

③ 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化

保育現場の負担軽減に資するよう、運用上で見直し・工夫が考えられる事項について周知。併せて、巡回支援事業の更なる活用等について周知。

①保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要）

調査の結果、
・「不適切な保育」の捉え方や
・保育所、自治体における取組・対応に
ばらつきが見られた。

調査結果を踏まえ、
・「不適切な保育」の考え方を明確化
・保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関して、保育所等、
各自治体に求められる事項等を整理

「不適切な保育」や「虐待等」の考え方

〔「不適切な保育」や「虐待等」の考え方のイメージ図〕

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり

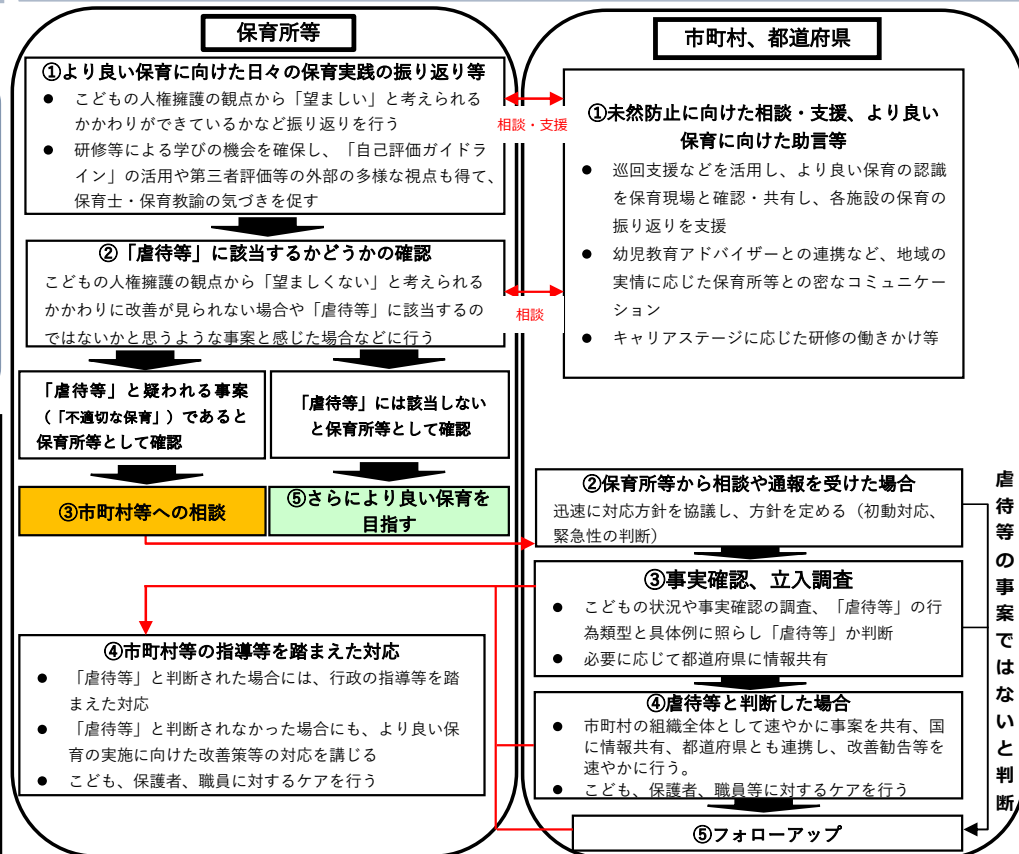
虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

虐待等
虐待 ● 身体的虐待 ● 性的虐待
● ネグレクト ● 心理的虐待
「その他、こどもの心身に有害な影響を与える行為」

虐待	「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」に該当する行為
虐待等	「虐待」に加えて「こどもの心身に有害な影響を与える行為」を含んだ行為 ※児童福祉施設設備運営基準第9条の2で禁止される「法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」と同義。
不適切な保育	「虐待等」と疑われる事案※
「望ましくないと考えられるかわり」	こどもの人権擁護の観点から「望ましくないと考えられるかわり」

(※) これまで「不適切な保育」と全国保育士会の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」の5つのカテゴリー（①子ども一人ひとりの人格を尊重しないかわり、②物事を強要するようなかわり・脅迫的な言葉がけ、③罰を与える・乱暴なかわり、④一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかわり、⑤差別的なかわり）とを同じものと解していたが、同カテゴリーの中には「不適切な保育」とは言えないものも含まれており、不適切な保育」の位置づけを見直した。

保育所等、市町村及び都道府県における対応のフローチャート



②施設職員による虐待に関する通報義務等について

○ 児童養護施設等職員、障害者施設職員、高齢者施設職員による虐待に対する制度上の仕組みと比較し、保育所等の職員による虐待に対する制度上の仕組みは限定的。

	通報義務	通報を受けた際の適切な権限行使	都道府県による事案の公表	国による調査・研究	国によるガイドライン等の有無
児童養護施設等職員による虐待	○ (児童福祉法33条の12) ※都道府県等へ	○ (児童福祉法33条の14)	○ (児童福祉法33条の16)	○ (児童福祉法33条の17)	○
障害者施設職員による虐待	○ (障害者虐待防止法16条) ※市町村へ	○ (障害者虐待防止法19条)	○ (障害者虐待防止法20条)	○ (障害者虐待防止法42条)	○
高齢者施設職員による虐待	○ (高齢者虐待防止法21条) ※市町村へ	○ (高齢者虐待防止法24条)	○ (高齢者虐待防止法25条)	○ (高齢者虐待防止法26条)	○
保育所等職員による虐待	×	○ (※1)	×	×	○ (※2)

(※1) 通報を受けた際の対応に関する規定は無いが、児童福祉法に基づく一般的な規定として、虐待等の事案に対して、都道府県等による指導監査等を通じて把握し、適切に対処していくこととなる。

(※2) 令和2年度の調査研究事業により委託事業者が作成した「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」を周知している。
さらに、今般、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を作成。

③保育士等の負担軽減策（運用上で見直し・工夫が考えられる事項の周知）

○ **保育士等の負担軽減の観点から、運用上で見直し・工夫が考えられる以下のような事項について周知を図る。**

項目	周知内容
指導計画の作成	・指導計画については、保育所保育指針解説等に則り、こどもの実態等を踏まえて、長期・短期の2種類の計画をそれぞれの園の実情に応じ、創意工夫を図りながら作成いただきたいこと。例えば、年単位、期単位、月単位、週単位、日単位の計画を個別に作成する必要があるものではない。 ・自治体においても、保育所等への指導等を行うに際し、こうした点を了知いただきたいこと。 ※保育所保育指針解説においては、①年・数ヶ月単位の期・月など長期的な見通しを示す指導計画と、②それを基に更にこどもの生活に即した週・日などの短期的な予測を示す指導計画の2種類の計画を作成するよう示している。
児童の記録に関する書類等の見直し	・種類が異なる複数の資料に重複する内容が多く含まれている場合があることから、記載内容が重複している項目を洗い出し、可能なものは同一の様式とするなど、それぞれの園の実情に応じた見直しを行っていただきたいこと。 ※「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、最低限記載することが望ましい項目を整理し、児童票等の参考様式を示している。
働き方の見直し、業務内容の改善	・保育する上で本当に必要な業務を精選し、会議を短時間で効果的なものとする工夫や業務の配分の「ムラ」の改善など、働き方の見直しに取り組んでいただきたいこと。 ・行事については、こどもの日常生活に変化と潤いがもてるよう、日々の保育の流れに配慮した上で、ねらいと内容を考えて実施することが重要。恒常的に企画や準備のための残業や持ち帰り作業等が生じている場合等には、それぞれの園の実情やねらいに照らし、準備等の業務の改善に取り組んでいただきたいこと。 ※「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、保育士等の業務内容のタイムマネジメントや、業務の配分の偏りなどの「ムラ」のリストアップといったアプローチの方法を例示している。

○ あわせて、**保育所等における日々の保育実践の改善を図るため、巡回支援事業の活用とともに、「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」により配置されている幼児教育アドバイザーとの積極的な連携を図るよう周知を図る。**

- ※「巡回支援事業」：若手保育士への巡回支援、勤務環境の改善に関する助言等を行うための保育事業者支援コンサルタントによる巡回支援、自己評価等の充実による保育の質の確保・向上を図るための保育実践充実コーディネーターによる巡回支援等
- ※「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」：一定の要件を満たす都道府県又は市区町村が、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援等の事業を行う場合、その経費の一部を補助し、もって幼児教育の質の向上を図ることを目的とする事業。
- ※「幼児教育アドバイザー」：幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者を指す。

（参考）「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」（令和4年12月～2月実施）の結果について（概要）

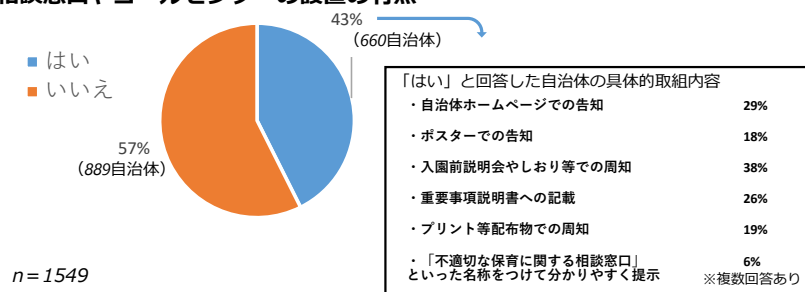
- 自治体等に対して、令和4年4月～12月の「不適切な保育」（子ども一人一人の人格を尊重しない関わりなど5つの類型に該当する行為（※））を調査したところ、保育所（22,720施設）については、市町村が当該行為が疑われるとして事実確認を行ったのは1,492件。このうち、市町村が当該行為の事実を確認したのは914件（事実確認後、都道府県に対して情報提供を行った割合は9.5％）。

このうち、市町村が「虐待」と確認したのは90件（事実確認後、都道府県に対して情報提供を行った割合は27.8％）。

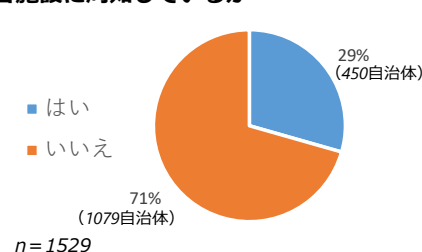
（※）①子ども一人一人の人格を尊重しない関わり、②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉かけ、③罰を与える・乱暴な関わり、④子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり、⑤差別的な関わり

- また、自治体等の体制等や未然防止の取組は下記のとおり。

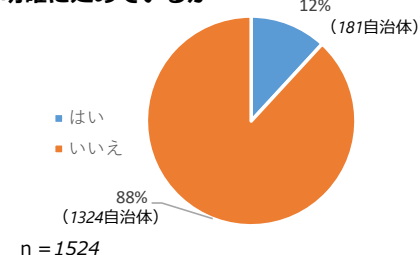
相談窓口やコールセンターの設置の有無



施設から自治体への報告基準や手続を各施設に周知しているか



緊急性等の判断プロセス及び判断基準を明確に定めているか



（注1）自治体等に対する調査について、保育所の回収率は88.2％（（47/47（都道府県）、1530自治体／1741（市町村＋特別区）））

（注2）同様の調査を、地域型保育事業、認可外保育施設、認定こども園（全類型）、幼稚園・特別支援学校幼稚部（※）に対しても実施しており、調査結果はHP掲載

（※）幼稚園・特別支援学校幼稚部に係る個別事案の件数は、別調査（体罰の実態把握について）より把握

（注3）保育所の数は、令和3年社会福祉施設等調査より（令和3年10月1日時点）

- 施設に対して、令和4年4月～12の月「不適切な保育」の件数を尋ねたところ、保育所については、0件と回答した施設が73％（15,757施設）、1～5件まで合わせると90％（19,369施設）となった一方で、31件以上の件数を回答した施設（82施設（全体の0.4％））から、全体の約4割の件数の回答があり、「不適切な保育」の捉え方にばらつきが見られた。

（注1）施設に対する調査について、保育所の回収率は95.3％（21,649施設／22,720施設（令和3年社会福祉施設等調査より（令和3年10月1日時点）））

（注2）同様の調査を、地域型保育事業、認可外保育施設、認定こども園（全類型）に対しても実施しており、調査結果はHP掲載

保育所等における使用済みおむつの処分について

こどもまんなか
こども家庭庁

保育所等における使用済みおむつの処分について

- 調査の結果、多くの自治体がここ数年の間に使用済みおむつの処分を保育所で行うよう方針を示していることを踏まえ、以下の周知を行い、自治体の取組を後押しする。
 - ① 保育士や保護者の負担軽減にもつながることから、保育所等において使用済みおむつの処分を行うことを推奨
 - ② 保育所等における保管スペースの確保や衛生面の管理が課題となる場合等には、保育環境改善等事業（感染症対策のための改修整備等事業）でおむつの保管用のゴミ箱の購入等が可能であること
 - ③ 使用済みおむつの処分の方針にかかわらず、保育所等においては、引き続き便の状態や回数等を保護者へ伝える等、こどもの健康状態等の共有に配慮をお願いしたいこと

認可保育所における使用済みおむつの処分について（調査結果）（施設）

< 調査の前提条件 >

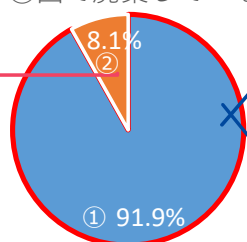
公立保育所でおむつの持ち帰りが無い723自治体（※）のうち567自治体管内の公立・私立あわせて認可保育所11,816施設より回答

※保育園からおむつの持ち帰りをなくす会が令和4年2月15日～3月15日に実施した「公立保育園における使用済みおむつの持ち帰り状況に関する全国調査」の結果、「持ち帰り無し」と回答した自治体723自治体を対象に、厚生労働省子ども家庭局保育課にて令和4年10月に調査を実施した。

90%超がおむつを園で廃棄

使用済みおむつを園で廃棄しているか。N=11,816

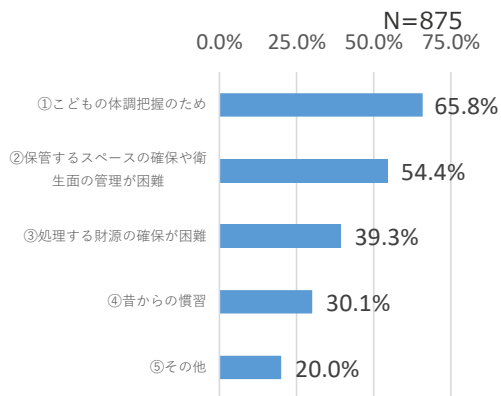
- ①園で廃棄している
- ②園で廃棄していない



※公立施設（N=3409）のうち98.6%、私立施設（N=8371）のうち89.1%が園で廃棄。公私不明有り。

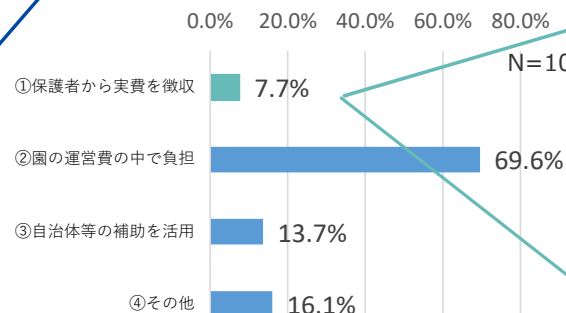
保管スペース等が園の課題

保護者が持ち帰ることとしている理由について（複数回答）N=875



処分費用は園の運営費で負担が最も多い

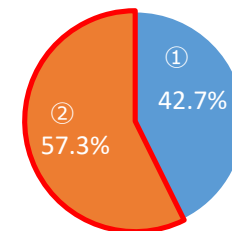
処分費用の取扱いについて当てはまるもの（複数回答）N=10,572



保護者はおむつの持ち帰りを選択できない園が過半数

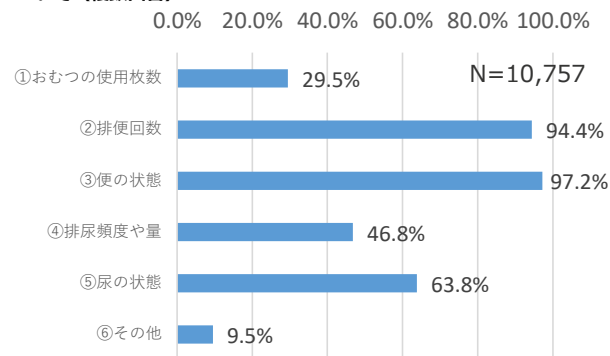
保護者はおむつの持ち帰りを選択できるか（「保護者から実費で徴収」している場合）N=799

- できる
- できない



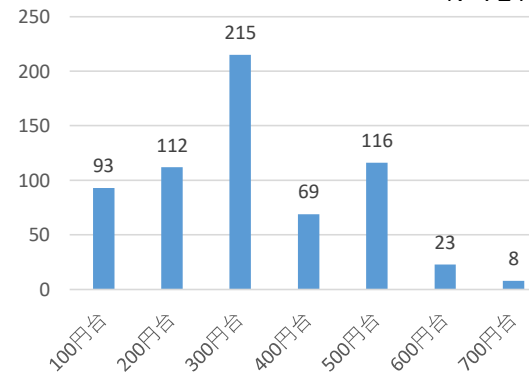
園処分しているほとんどの園で排便回数や便の状態を保護者に情報提供

こどもの健康状態の把握の観点から保護者に情報提供している事項について（複数回答）N=10,757



保護者の月額負担額は300円台が最多

保護者の月額負担額はいくらか N=724



<調査の前提条件>

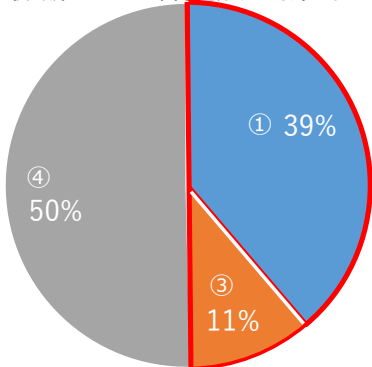
公立保育所でおむつの持ち帰りがない723自治体（※）のうち369自治体より回答

※保育園からおむつの持ち帰りをなくす会が令和4年2月15日～3月15日に実施した「公立保育園における使用済みおむつの持ち帰り状況に関する全国調査」の結果、「持ち帰り無し」と回答した自治体723自治体を対象に、厚生労働省子ども家庭局保育課にて令和4年10月に調査を実施した。

5割の自治体で使用済みおむつを園で処分する方針提示

使用済みおむつを園で処分する方針を示しているか。

N=369



■ ① 公立の保育所に示している。

■ ③ 公立・私立の保育所両方に示している。

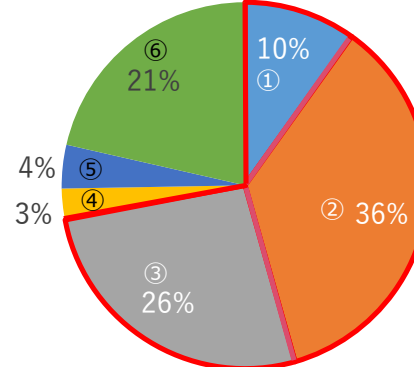
■ ④ 一切示していない。

※「② 私立の保育所に示している」との回答は0%。

そのうち7割超の自治体が、過去5年以内に方針提示

方針を示している場合、いつ頃示したか。

N=182



■ ① 1年以内

■ ② 1年前～3年前

■ ③ 3年前～5年前

■ ④ 5年前～7年前

■ ⑤ 7年前～10年前

■ ⑥ 10年以上前

園で処分することとした理由は保護者の負担軽減等が最多

園で処分することとした理由（自由回答の記載より算出／重複記載あり）

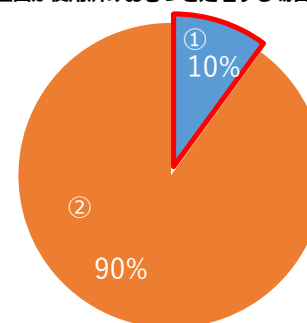
N=182

理由	回答自治体
保護者の負担軽減等	118自治体
衛生面への配慮	41自治体
感染症等への配慮	31自治体
保育士の負担軽減等	30自治体

1割の自治体で私立園が使用済みおむつを処理する場合の費用補助を実施

私立園が使用済みおむつを処理する場合の費用補助を行っているか。

N=369



■ ① 補助をしている。

■ ② 補助をしていない。

こども政策の強化

子ども・子育て支援に必要な財源の確保について

○社会保障と税の一体改革等により、子ども・子育て支援に必要な財源は1兆円超とされている。

(参考1) 子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議(平成24年8月10日参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)(抄)
十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。

(参考2) 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)(抄)

施策の具体的内容 1. 重点課題 (1) 子育て支援施策を一層充実させる。

① 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

○ 地域の実情に応じた幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行し、幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」(待機児童の解消や身近な子育て支援サービスの提供)及び「質の向上」(職員の配置や処遇の改善等)を行う。その際、市町村が、住民のニーズを把握し、地域の実情に応じて、計画的に提供体制の整備を図る。そのために必要な1兆円超程度の財源の確保については、消費税財源から確保する0.7兆円程度を含め、適切に対応する。

※赤字下線部分は実施済みの項目

0.7兆円(消費税財源)

「量的拡充」「質の向上」分
(主なメニュー)

○ 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業などの

量的拡充

○ 3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)

○ 職員給与の改善(+3%)

○ 研修機会の充実

○ 放課後児童クラブの充実

○ 社会的養護の量的拡充

等

0.3兆円超(左記以外の財源)

「質の向上」分

(主なメニュー)

○ 職員給与の改善(+2%)

○ 1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1)

○ 4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1)

○ 施設長、栄養士、その他職員の配置

○ 延長保育、一時預かり事業の充実 等

II 基本理念

3. 全ての子育て世帯を切れ目なく支援する

- これまでも保育所の整備、幼児教育・保育の無償化など、こども・子育て政策を強化してきたが、この10年間で社会情勢は大きく変わるとともに、今後、取り組むべき子育て支援政策の内容も変化している。
- 具体的には、経済的支援の拡充、社会全体の構造・意識の改革に加え、子育て支援サービスの内容についても、（中略）
・幼児教育・保育について、量・質両面からの強化を図ること（中略）
などが必要となっている。

III 今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て政策

（こども・子育て支援加速化プラン）

- 2030年代に入るまでのこれからの6～7年が、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスであり、少子化対策は待ったなしの瀬戸際にある。このような認識の下、取組を加速化させるため、今後3年間で集中取組期間として、「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）に取り組む。
- 加速化プランで掲げる以下の各項目については、次のような考え方にに基づき、優先的に取り組む。
 - ① 国際比較において相対的に割合が低い現金給付政策を強化する。その際、まず、全てのこどもの育ちを支える 経済的支援の基盤を強化する。
 - ② 待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、子育て支援については、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移す。
 - ③ こどものライフステージを俯瞰しつつ、これまで相対的に対応が手薄であった年齢層を含め全年齢層への切れ目ない支援を実現する。
 - ④ 上記①～③の基盤に立って、社会的養護や障害児支援など、多様な支援ニーズについては、支援基盤の拡充を中心に速やかに取り組む。
 - ⑤ 共働き・共育てを推進するため、中小企業への支援を大幅に強化しつつ、特に男性育休の推進について、取組を加速化させる。
 - ⑥ 上記の施策の拡充と併せ、社会全体でこども・子育てを応援していくための意識改革を推進する。

Ⅲ 今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て政策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

（2）出産等の経済的負担の軽減～妊娠期からの切れ目ない支援～

- これまで実施してきた幼児教育・保育の無償化に加え、支援が手薄になっている妊娠・出産期から2歳までの支援を強化する。令和4年度第二次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金」（10万円）について、制度化等を検討することを含め、妊娠期からの伴走型相談支援とともに着実に実施する。（後略）

（3）医療費等の負担軽減～地方自治体の取組への支援～

- 学校給食費の無償化に向けて、給食実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行う。

Ⅲ 今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て政策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充

（1）妊娠期からの切れ目ない支援の拡充～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

- 妊娠から産後2週間未満までの妊産婦の多くが不安や負担感を抱いていることや、こどもの虐待による死亡事例の6割が0歳児（うち5割は0カ月児）であることなどを踏まえると妊娠期からの切れ目ない支援と産前・産後ケアの拡充は急務となっている。
- このため、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じたサービスにつなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化の検討を進める。その際、手続き等のデジタル化も念頭に置きつつ制度設計を行う。
- 産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から産後ケア事業の実施体制の強化等を行う。

（2）幼児教育・保育の質の向上～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

- 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。
- このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公的価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理（令和3年12月）を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。
- 具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討する。

（3）全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- 0－2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て世帯の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見があることから、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭への支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付の創設を検討する。当面は、未就園児のモデル事業の拡充を行いつつ、基盤整備を進める。あわせて病児保育の充実を図る。

Ⅲ 今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て政策

3. 共働き・共育での推進

（2）育児期を通じた柔軟な働き方の推進～利用しやすい柔軟な制度へ～

- 育児期を通じて多様な働き方を組み合わせることで、男女で育児・家事を分担しつつ、育児期の男女がともに希望に応じてキャリア形成との両立を可能とする仕組みを構築する。このため、好事例の紹介等の取組を進めるとともに、育児・介護休業法において、こどもが3歳以降小学校就学前までの場合において、短時間勤務、テレワーク、出社・退社時刻の調整、休暇など柔軟な働き方を職場に導入するための制度を検討する。
- あわせて、柔軟な働き方として、男女ともに、短時間勤務をしても手取りが変わることなく育児・家事を分担できるよう、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合の給付を創設する。その際、現状の根強い固定的性別役割分担意識の下で、女性のみが時短勤務を選択することで男女間のキャリア形成に差が生じることにならないよう、男女で育児・家事を分担するとの観点も踏まえて、給付水準等の具体的な検討を進める。
- 上記の柔軟な働き方についても、男性育休促進と同様に、周囲の社員への応援手当支給等の体制整備を行う中小企業に対する助成措置の大幅な強化とあわせて推進する。
また、こうした支援に際しては、企業における育児休業制度への取組状況を勘案するなど、実施インセンティブの強化を図る。
- また、こどもが病気の際などに休みにくい等の問題を踏まえ、病児保育の拡充とあわせて、こうした場合に休みやすい環境整備を検討する。具体的には、こどもが就学前の場合に年5日間取得が認められる「子の看護休暇」について、こどもの世話を適切に行えるようにする観点から、対象となるこどもの年齢や休暇取得事由の範囲などについて検討する。

（3）多様な働き方と子育ての両立支援～多様な選択肢の確保～

- 子育て期における仕事と育児の両立支援を進め、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築する観点から、現在、雇用保険が適用されていない週所定労働時間20時間未満の労働者についても失業手当や育児休業給付等を受給できるよう、雇用保険の適用拡大に向けた検討を進める。

Ⅲ 今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て政策

4. こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

- 上記1～3で掲げた具体的政策を実効あるものとするためには、行政が責任をもって取り組むことはもとより、こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を進める必要がある。
- 例えば、子育て世帯のニーズに応じた多様な支援メニューを用意し、子育てを終えた方や地域の高齢者を含めた「住民参加型」の子育て支援を展開している自治体、育休取得者の担当業務を引き継ぎ、業務が増加する従業員へ手当を支給することで育休を取りやすい環境づくりをしている中小企業など、実際に取り組まれている好事例も存在する。
- このような、こども・子育てを応援する地域や企業の好事例を共有・横展開していくとともに、こどもや子育て中の方々の気持ちに寄り添いつつ、全ての人ができることから取り組んでいくという機運を醸成していく。具体的な枠組みについては、新たに発足したこども家庭庁の下で検討を進め、今夏頃を目途に取組をスタートさせる。

おわりに

- 本試案は、長年の課題解決に向けて、まずは必要な政策内容を整理するという観点から取りまとめたものである。今後、この試案をベースに国民的議論を進めていくため、4月以降、内閣総理大臣の下に新たな会議を設置し、更に検討を深めるとともに、こども家庭庁においてこども政策を体系的にとりまとめつつ、6月の骨太の方針2023までに、将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示する。

【岸田総理のご発言の概要（令和5年3月31日）】

- 小倉大臣から報告を受けた「たたき台」を踏まえて、今後、必要な政策強化の内容、そして、予算、財源について、与党と連携しながら、議論を深めていきたい。
- このため、全世代型社会保障構築本部の下に、私を議長として、関係閣僚、有識者、あるいは、子育ての当事者・関係者、さらには関係団体、こうした方々の参画を求め、「こども未来戦略会議」を立ち上げることとしたい。
- この体制の下で検討を進めて、6月の骨太の方針までに、将来的なこども・子育て予算の倍増の大枠を示していきたい。

【全世代型社会保障構築本部】

本部長：総理大臣
 副本部長：後藤全世代型社会保障改革担当大臣
 本部員：松野官房長官、小倉内閣府特命担当大臣、
 松本総務大臣、鈴木財務大臣、
 加藤厚生労働大臣

【全世代型社会保障構築会議】

座長：清家座長
 座長代理：増田座長代理
 構成員：有識者16名

【こども未来戦略会議】

議長：総理大臣
 副議長：後藤全世代型社会保障改革担当大臣、
 小倉内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）
 構成員
 （閣僚）：全世代型社会保障構築本部の本部員、
 永岡文部科学大臣、西村経済産業大臣、斉藤国土交通大臣
 （有識者）：全世代型社会保障構築会議の構成員、関係審議会の構成員、
 子育て当事者・関係者
 （関係団体）：経団連、日商、連合、地方3団体（知事会、市長会、町村会）